

# 一般廃棄物処理基本計画

## 改訂版

令和4年3月

下 野 市



# 目 次

	Page
第1編 計画の基本的事項	1
第1章 基本計画の策定について	2
1 計画策定の背景と位置付け	2
2 計画の期間	3
3 計画の構成	4
第2章 本市の概要	5
1 地理的・地形的特性	5
2 人口	6
3 産業	8
4 土地利用	10
第3章 上位計画等	11
1 第二次下野市総合計画	11
2 廃棄物の広域処理計画	13
3 廃棄物・リサイクル関連の動向	16
第2編 ごみ処理基本計画	21
第1章 ごみ処理の現況と課題	22
1 分別区分	22
2 ごみ処理・処分の流れ	24
3 ごみ排出量の推移	25
4 ごみの減量化・再生利用の実績	26
5 ごみ処理の実績	30
6 処理施設の状況	31
7 ごみ処理経費の実績	33
8 関係市の動向	34
9 前回の計画目標の達成状況	35
10 ごみ処理の評価	36
11 ごみ処理の課題	37
第2章 将来ごみ量の予測	38
1 将来人口	38
2 現状推移時の将来ごみ量	39
第3章 基本方針	40
1 基本理念	40
2 基本方針	41
3 将来目標	41
4 減量化・資源化施策実施時の将来ごみ量	42

	Page
第4章 発生抑制・資源化計画（3Rの推進）	43
1 市民、事業者、行政の協働・連携の推進	43
2 発生・排出抑制	44
3 再使用	44
4 分別収集・中間処理による資源化	45
第5章 適正処理計画	46
1 適正ごみ処理システムの考え方	46
2 ごみ処理の主体	46
3 収集運搬計画	47
4 中間処理計画	47
5 最終処分計画	47
6 災害廃棄物の処理計画	48
7 その他	48
第3編 生活排水処理基本計画	49
第1章 生活排水処理の現状と課題	50
1 生活排水処理の経緯	50
2 生活排水処理の概要	51
3 処理形態別人口	52
4 収集・処理量の実績	53
5 処理施設の状況	53
6 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績	55
7 前回の計画目標の達成状況	56
8 生活排水処理の課題	56
第2章 基本方針	57
1 基本理念	57
2 基本方針	57
3 数値目標	58
第3章 生活排水処理基本計画	59
1 公共下水道による水洗化人口	59
2 農業集落排水処理施設による水洗化人口	59
3 合併処理浄化槽人口	59
4 処理形態別人口の予測	60
5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測	60
6 生活排水処理の主体	62
7 し尿等の処理計画	62

# 第 1 編 計画の基本的事項

# 第1章 基本計画の策定について

## 1 計画策定の背景と位置付け

### 1) 計画策定の背景

本市では、平成29年3月に策定した「下野市一般廃棄物処理基本計画」（以後、「本計画」という。）で、「3Rと適正なごみ処理の推進による快適な地域環境の創造」を基本理念としてごみの減量化・資源化等の取組を進めてきました。本市のごみ処理施設の管理運営を担う小山広域保健衛生組合においては平成30年度にマテリアルリサイクルの推進を図るためのごみ処理施設「リサイクルセンター」が市内に稼働し、循環型社会の構築が進められてきました。

一方で、世界に目を向けると、プラスチックごみによる海洋汚染といった新たな問題の発生や、二酸化炭素に代表される温室効果ガスによる地球温暖化の進行など、地球規模での環境問題が深刻化していることから、これらの問題に対応すべく17の開発目標、そしてその開発目標を達成するために、より具体化された169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を設定し、2030年の達成を目指し、様々な取組が進められています。

国においては、持続可能な社会づくりの根幹となる「第4次循環型社会形成推進基本計画」を平成30年6月に、海洋プラスチックごみ問題などの課題に対する「プラスチック資源循環戦略」を令和元年5月に、また、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進するための措置を講じるために、令和4年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されます。

また、食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」を令和元年10月に施行するなど、循環型社会の形成推進に取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理により水質汚濁の防止を図ることを目的とし、令和3年度に本計画を見直し、令和4年度を初年度とする本計画に改定するものです。

### 2) 計画の位置づけ

本計画は、第二次下野市総合計画を上位計画として、一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものであり、本市の一般廃棄物行政における最上位の計画に位置づけられ、一般廃棄物処理の基本方針となるものです。策定に際しては上位計画や関連計画と整合を図るものとします。

また、ごみ減量化計画、一般廃棄物処理実施計画、分別収集計画、災害時に発生した災害ごみの処理方針を定めた災害廃棄物処理計画等の本市の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定することになります。

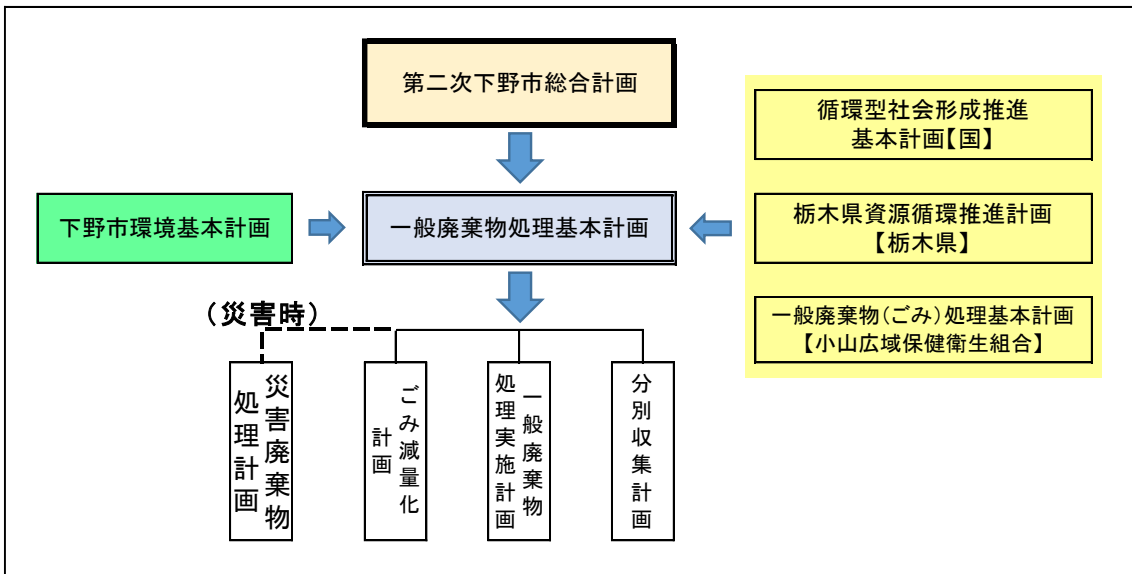


図 1.1.1 計画の位置付け

## 2 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度、令和13年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。

また、5年後の令和8年度を中間目標年度とします。

なお、上位計画、関連計画・法令等との整合を図りながら概ね5年ごとに見直しを行うものとします。

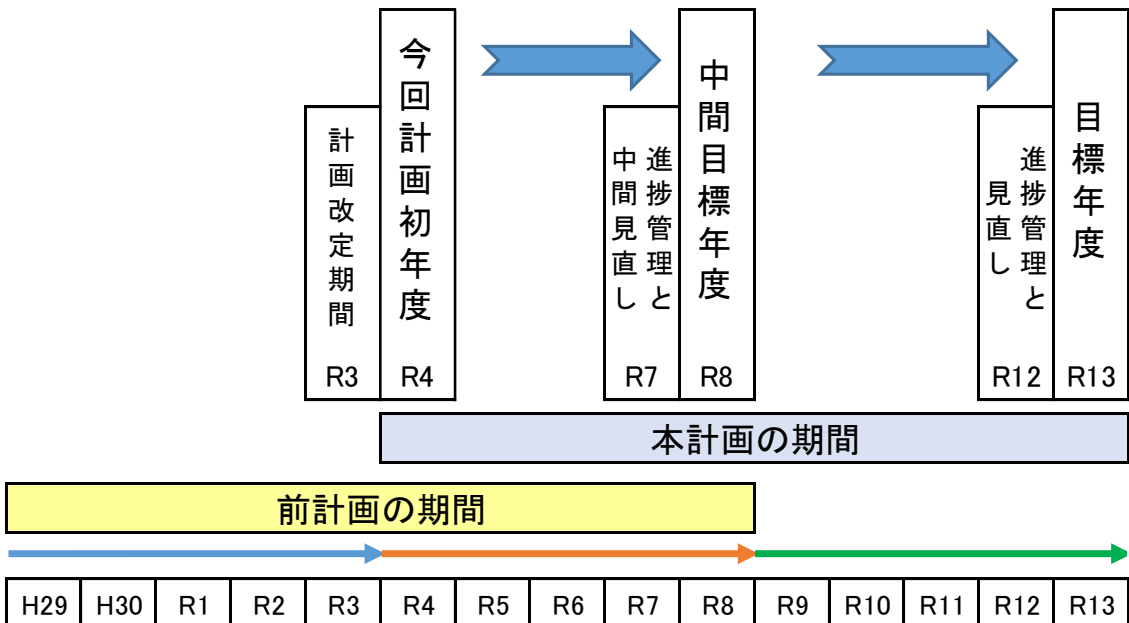


図 1.1.2 計画の期間

### 3 計画の構成

本計画は、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成します。

ごみ処理基本計画では、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画及び適正処理に関する計画を策定します。

生活排水処理計画では、生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理主体別（公共下水道、農業集落排水施設等）の処理計画、整備計画を踏まえて生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

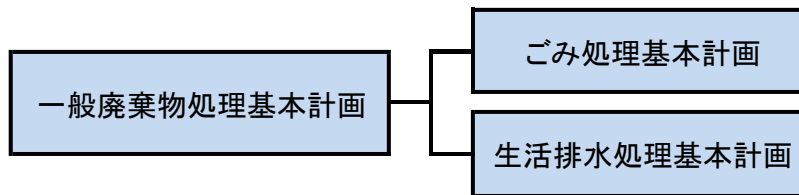


図 1.1.3 計画の構成

#### ◎SDGsについて

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された『「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とし、掲げられた17の開発目標、さらにその下に169のターゲット、232の指標が定められております。

各目標及び取組は、相互に関連しており、本計画に関連の深い目標としては、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「12 つくる責任、つかう責任」が挙げられるほか、ごみ処理に伴う環境負荷の低減を掲げた「13 気候変動に具体的な対策を」、近年、適正に処理されずに海洋汚染の原因となっているプラスチックごみの適正処理を進めることで「14 海の豊かさを守ろう」なども大きく関係しております。

なお、海洋汚染の原因となるプラスチックごみの適正処理の推進は、海のない本県においても無関係なことではないことから、令和元年8月、栃木県及び県内自治体共同で「プラごみゼロ宣言」を行い、プラスチックごみの適正処理の促進を図っております。





## 第2章 本市の概要

### 1 地理的・地形的特性

下野市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約85km圏にあり、首都圏の一端を構成しています。南北約15.2km、東西約11.5kmで、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は真岡市と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、面積は74.59平方キロメートルです。

東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のあまりない、古来より開けた平坦で安定した自然災害も少ない地域です。

JR宇都宮線の自治医大駅を中心にニュータウンによる新市街地が広がり、日光街道沿いの小金井や石橋の旧宿場町とその周辺部の田園地帯とともに下野市を形成しています。

気候は、年平均気温が約14℃、年平均降水量が約1,300mmであり、夏は高温多湿、冬は低温乾燥のやや内陸性を帯びた温暖な気候で、積雪は殆どなく、雷が比較的多いという特徴があります。

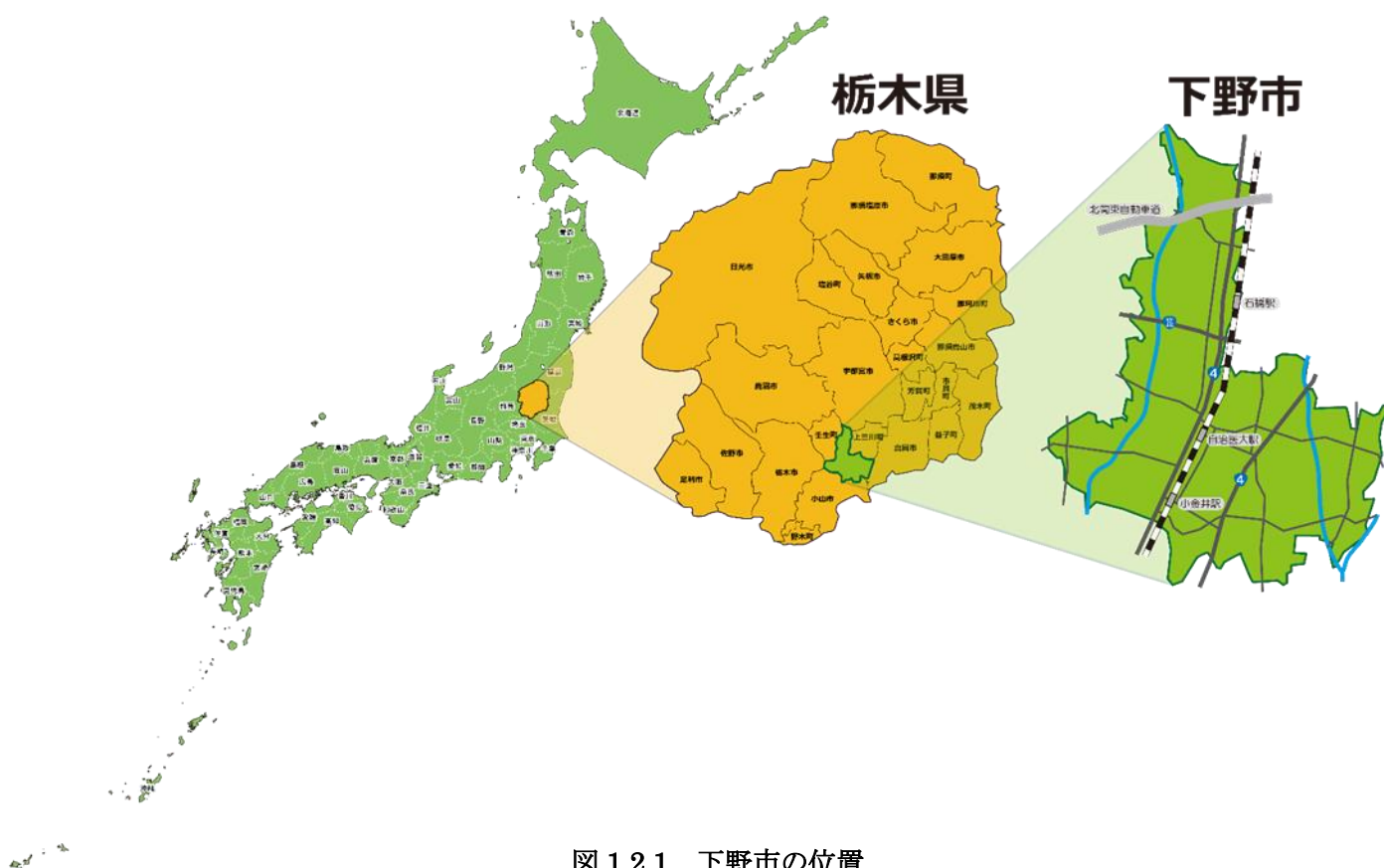


図 1.2.1 下野市の位置

## 2 人口

令和2年度末(令和3年3月31日)現在の行政人口は60,053人、世帯数は24,727世帯です。行政人口は6万人を境に増減しております。世帯数は一貫して増加しており、世帯人員はそれに伴い減少しています。

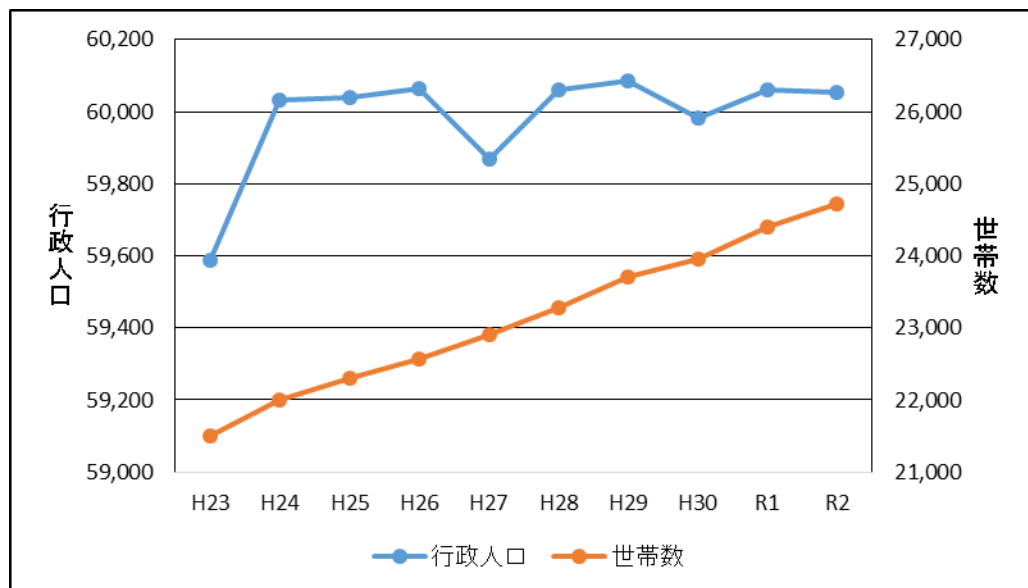
表 1.2.1 行政人口及び世帯数

年 度	行政人口 (人)	世帯数	世帯人員 (人/世帯)
平成23年度	59,589	21,495	2.77
平成24年度	60,034	21,996	2.73
平成25年度	60,039	22,296	2.69
平成26年度	60,066	22,567	2.66
平成27年度	59,870	22,898	2.61
平成28年度	60,062	23,282	2.58
平成29年度	60,084	23,714	2.53
平成30年度	59,981	23,958	2.50
令和元年度	60,062	24,402	2.46
令和2年度	60,053	24,727	2.43

注 : 各年度3月31日現在の人口・世帯数を示します。

資料 : 住民基本台帳

図 1.2.2 行政人口及び世帯数の推移



令和2年9月30日現在の5歳階級別の年齢人口は、男女ともに45～49歳の年齢層において人口が多くなっています。

単位:人

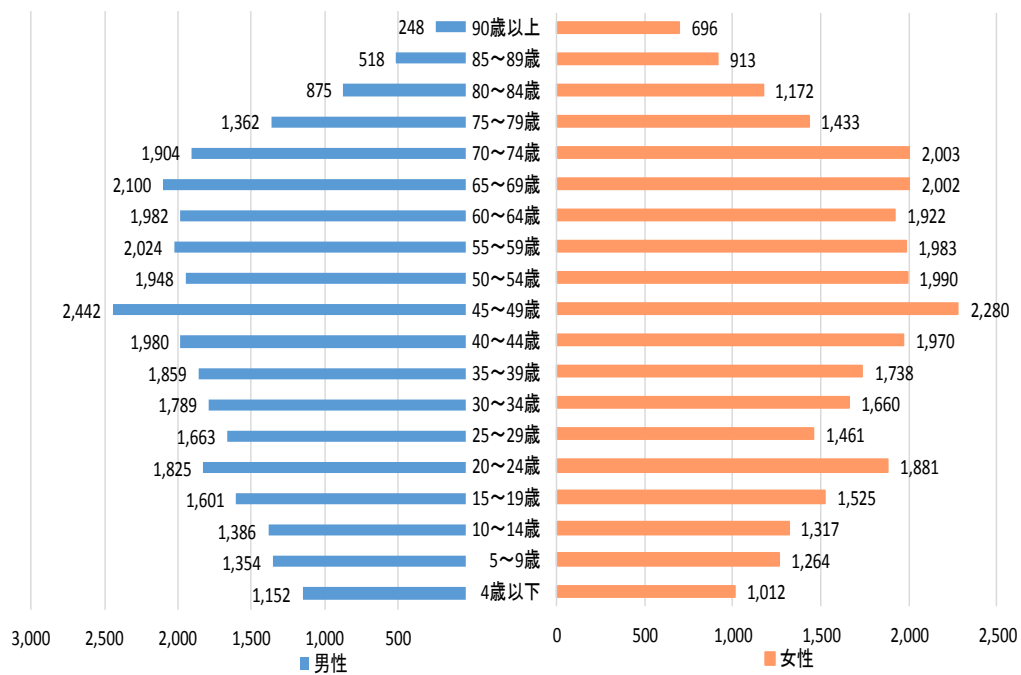


図 1.2.3 5歳階級別人口（令和2年9月30日現在）

### 3 産業

#### 1) 産業別

平成28年の本市の事業所数は2,142事業所、従業者数は22,497人となっています。従業者の70%以上は第3次産業に従事しています。

表 1.2.2 産業分類別事業所数と従業員数（平成28年）

産業分類	総数	
	事業所数	従業者数
全産業	2,142	22,497
第1次産業	24	130
農業，林業	24	130
第2次産業	434	5,507
建設業	250	1,474
製造業	184	4,033
第3次産業	1,684	16,860
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	8	26
運輸業，郵便業	77	1,768
卸売業，小売業	507	3,776
金融業，保険業	27	250
不動産業，物品賃貸業	164	365
学術研究，専門・技術サービス業	75	358
宿泊業，飲食サービス業	213	1,521
生活関連サービス業，娯楽業	197	850
教育，学習支援業	101	1,326
医療，福祉	164	5,080
複合サービス事業	9	257
サービス業（他に分類されないもの）	142	1,283

資料：平成28年経済センサス基礎調査（総務省）

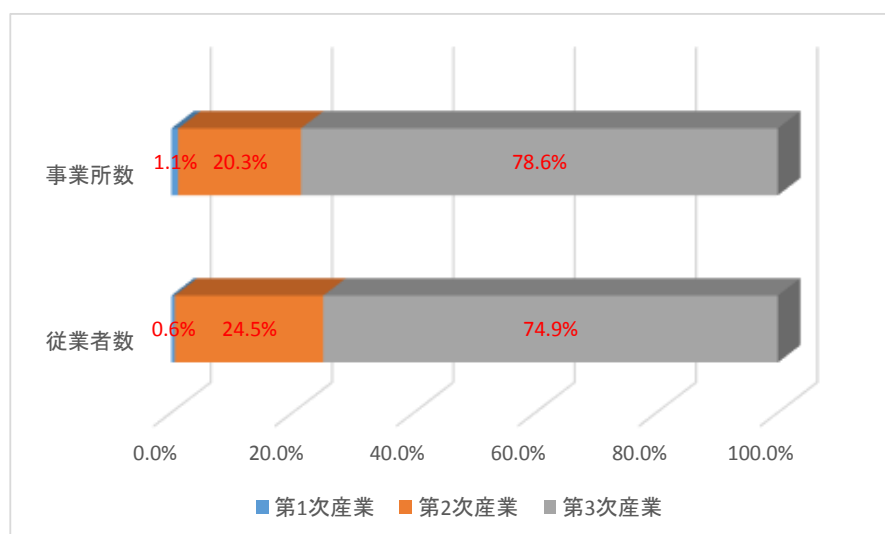


図 1.2.4 事業所数及び従業者数の産業別割合

## 2) 農業

令和2年の農家戸数は1,464戸、経営耕地面積は320,075aとなっており、総農家戸数、経営耕地面積ともに減少しました。

表 1.2.3 総農家数及び経営耕地面積の推移

項目	単位	平成27年	令和2年
総農家数	戸	1,702	1,464
販売農家	戸	1,239	1,027
自給的農家	戸	463	437
経営耕地面積	a	335,224	320,075

注：各年2月1日現在の実績を示します。

資料：農林業センサス農林業経営体調査

## 3) 工業

令和元年の本市の工業の事業所数は103事業所、従業者数は4,717人、製造品出荷額等は163,069百万円となっております。平成28年の従業者数の増加が顕著です。

表 1.2.4 工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

項目	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
事業所数	事業所	112	110	110	107	103
従業者数	人	3,841	4,641	4,896	4,756	4,717
製造品出荷額等	百万円	163,760	158,064	183,312	166,639	163,069

注：各年12月31日現在の実績（従業者数4人以上の事業所）を示します。

資料：工業統計

## 4) 商業

平成28年の本市の商業の事業所数は434事業所、従業者数は3,232人、年間商品販売額は1,498億円となっております。事業所・従業者数の増加に伴い、販売額も増加しています。

表 1.2.5 商業の事業所数、従業員数、年間商品販売額の推移

項目	単位	平成26年	平成28年
事業所数	店	420	434
卸売業	店	77	84
小売業	店	343	350
従業者数	人	3,003	3,232
卸売業	人	536	700
小売業	人	2,467	2,532
年間商品販売額	億円	1,447	1,498
卸売業	億円	986	1,036
小売業	億円	461	462

資料：平成28年経済センサス活動調査（総務省）

#### 4 土地利用

本市の総面積は、74.59km<sup>2</sup>であり、田が31.86%、畑が21.48%、宅地が18.66%を占めています。

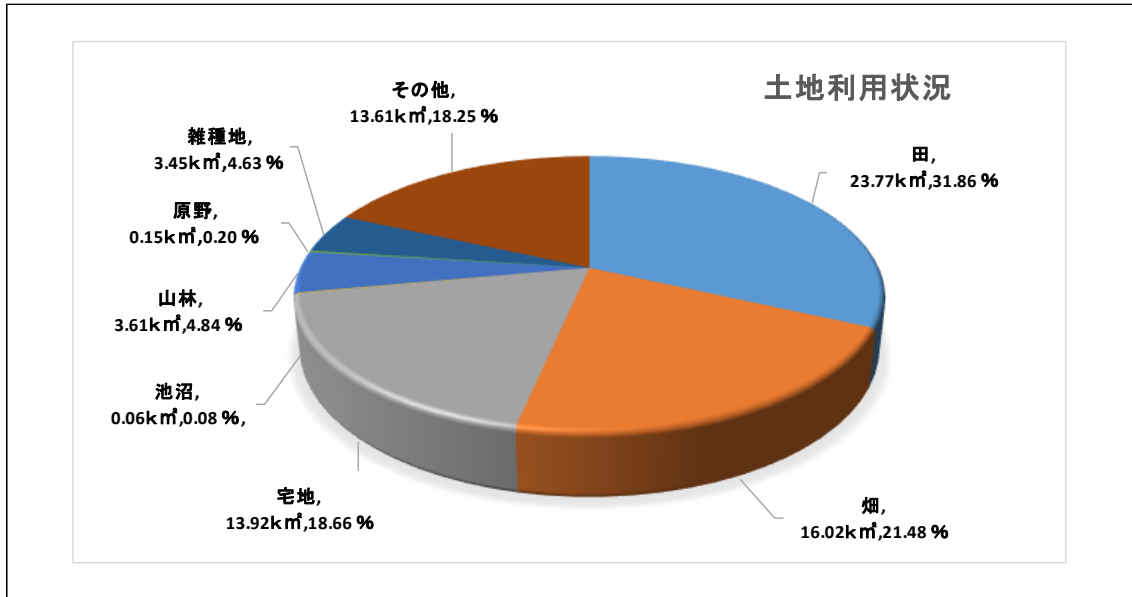


図 1.2.5 土地利用の状況

注. 令和2年1月1日現在の面積を示しています。

資料：税務課固定資産の価格等の概要調書

## 第3章 上位計画等

### 1 第二次下野市総合計画

「第二次下野市総合計画」（平成28年3月策定）は、下野市の合併後10年の節目を迎えて、より一層魅力ある暮らしやすいまちづくりに取り組み、優れた地域資源に磨きをかけながら、本市の発展を揺るぎないものとするため、下野市自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」を目指し、市民の幸福感を高めることを主眼としております。

「第二次下野市総合計画」では、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間（前後5年ずつを前期基本計画・後期基本計画とし、「前期基本計画」が令和2年度で終了し、「前期基本計画」における取組に対する市民意識の変化等を明らかにした上で、今後5年間に実施する施策及び事業などを取りまとめ、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「第二次下野市総合計画後期基本計画」を策定）として、市の強みと弱みを見極め、市の将来の目指すべき姿としています。

#### 市の将来像

**ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市**  
 ～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

施策大綱	
<b>施策の展開方向</b>  <b>市民の幸福感の向上</b>	<b>目標1：大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり</b> (1) いきいき暮らせる健康づくり (2) 子育て家庭を支援する環境づくり (3) 高齢者が元気で暮らせる体制づくり (4) 障がい者（児）とともに生きる環境づくり (5) 誰もが安心して暮らせるまちづくり
	<b>目標2：文化を育み、心豊かな人を育て未来につながるまちづくり</b> (1) 将来を担う人づくり (2) 生涯にわたり学べる機会づくり (3) 市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり (4) 文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり
	<b>目標3：豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり</b> (1) うるおいのある緑環境づくり (2) 安全・安心な生活環境づくり (3) 快適に暮らせる環境づくり
<b>人や企業に選ばれる自治体</b>	<b>目標4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり</b> (1) 地域の特性を活かした農業・農村づくり (2) 商工業による躍進するまちづくり (3) 魅力あふれる観光まちづくり
	<b>目標5：快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり</b> (1) 快適に住み続けられる住環境づくり (2) 人に優しい交通環境づくり (3) 安全で快適な水環境づくり
	<b>目標6：市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり</b> (1) 協働のまちづくりの体制づくり (2) 健全な行財政運営の仕組づくり

## ■廃棄物処理に関する事項

「第二次下野市総合計画」の後期計画に示された一般廃棄物処理に関する事項を以下に示します。

### □ごみ処理に関すること

現状と課題	ごみ処理は、ごみ排出量、特に燃やすごみが増加傾向にあるため、減量化を進めることが必要となります。
基本方針	小山広域保健衛生組合を中心としたごみ処理の広域事業を推進し、市内で統一したごみ処理と分別・リサイクルの徹底によるごみ減量化を推進します。

指 標	指標の説明	現状値 (R 2)	目標値 (R 7)
市民一人1日当たりの資源物以外のごみ排出量	ごみ排出量の目標値	512g/人/日 (R元年度)	496g/人/日

### □生活排水に関すること

現状と課題	<p>令和元年度末の本市の公共下水道普及率は77.7%に達しております。</p> <p>管路設備を推進している一方で、今後、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに老朽化による施設の改修、維持補修費が増加することになります。また、今後の人口はなだらかな減少が想定されるため、料金収入の減少が予測され、下水道事業をめぐる経営環境が徐々に厳しさを増していきます。</p>
基本方針	<p>下水道事業の汚水適正処理構想（平成28年度から令和7年度）では、公共下水道区域と合併浄化槽区域を区別し、汚水処理施設の未整備地区について、経済比較を基本に地域の状況に応じた各種汚水処理施設の整備を推進します。また、農業集落排水事業の処理施設維持管理費削減対策として、公共下水道への接続を検討するとともに、コスト軽減及び下水道管の長寿命化により、維持管理の適正化を図ります。</p> <p>下水道経営の健全化では、経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と資源や資産・リスクなどを管理することで、経営の自由度を向上し、迅速な対応やサービス向上など、経営上の効果を最適化するため公営企業会計に移行します。</p>

指 標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
公共下水道普及率	全体人口に対する下水道を利用できる人口割合	77.7% (R元年度)	89.6%



## 2 廃棄物の広域処理計画

### 1) 広域処理の現状

#### (1) ごみ処理

計画初年度である令和4年度時点では、南河内・国分寺地区は、小山市、下野市、野木町、上三川町のごみ処理業務等を広域に共同処理を行うことを目的に設立された一部事務組合（小山広域保健衛生組合、以下「小山広域」という。）の処理施設で中間処理を行い、処理残渣は民間の最終処分場で委託処分を行っており、石橋地区においては、宇都宮市が所有するクリーンパーク茂原にて、可燃ごみ及び施設へ直接搬入されるごみについて中間処理を行い、焼却灰等の処理残渣は、民間施設にて熔融処理等による資源化、最終処分場での埋立処分を行います。

計画目標年度である令和13年度時点では、下野市全地区（国分寺・南河内・石橋地区）において、小山広域が所有する施設にて中間処理を行い、処理残渣は現在と同様に、民間施設で熔融処理等による資源化、最終処分場での埋立処分を行います。

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理

本市のし尿及び浄化槽汚泥並びに農業集落排水処理施設から排出される処理汚泥は、小山広域の小山広域クリーンセンターで処理を行っています。また、し尿処理汚泥は堆肥化し有効に利用しています。

### 2) 広域処理計画

#### (1) 小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

小山広域は、構成市町から集められた一般廃棄物を処理・処分するにあたり資源化率の向上や、最終処分量及び温室効果ガス等環境負荷の削減とともにごみ処理コストの低減を目指し、これらの目標実現のために一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しています。

表 1.3.1 小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理基本計画の概要

項 目	具 体 的 な 内 容
策 定 主 体	小山広域保健衛生組合
策 定 年 度	平成 2 1 年度
計 画 の 期 間	平成 2 1 年度から令和 9 年度（1 9 年間）
計 画 対 象 区 域	(令和 3 年度時点) 小山市、下野市（旧南河内町、旧国分寺町は全ての一般廃棄物、旧石橋町は可燃ごみを除く一般廃棄物）、野木町 (令和 9 年度時点) 小山市、下野市、野木町
基 本 方 針	1. 構成市町との協議による 3 R の推進 2. 循環型社会形成に向け、環境負荷の低減、効率と経済性に配慮した最適な施設整備 3. 徹底した資源循環による最終処分量の削減 4. 適正処理の実施
排 出 抑 制 ・ 資 源 化 計 画	ごみの減量と資源化の推進は構成市町が取り組み、小山広域は構成市町の取り組みを支援する。
収 集 ・ 運 搬 計 画	本組合のごみ処理の効率化を図るとともに、資源化の推進と最終処分量の削減を目指し、構成市町のごみ分別の統一化を提案していく。
中 間 処 理 計 画	1. 中間処理による更なる減量化・資源化 中間処理による更なる減量化・資源化を図り、環境負荷の低減とともに、循環型社会の実現を目指す。 2. 中間処理施設整備計画 中間処理による更なる減量化・資源化を実現するため、計画的な施設整備をすすめる。最終的には、中央清掃センター、リサイクルセンター、南部清掃センターの 3 施設体制で、本地域で排出される一般廃棄物の適正な広域処理を実施していく。
最 終 処 分 計 画	構成市町と最終処分場の整備に関しては協議を継続し、不燃ごみ中に含まれている資源化可能物の分別を徹底し、中間処理後の残渣を限りなく削減する。当面は、現状のとおり民間委託による適正な処分を行っていく必要があるため、コストの削減、環境負荷の低減、資源化率の向上を考慮して、可能な限り処分量の削減に努める。
ご み 処 理 計 画	将来的には、排出・中間処理の各段階での資源化を徹底し、最終処分（埋立処分）ゼロを目指す。

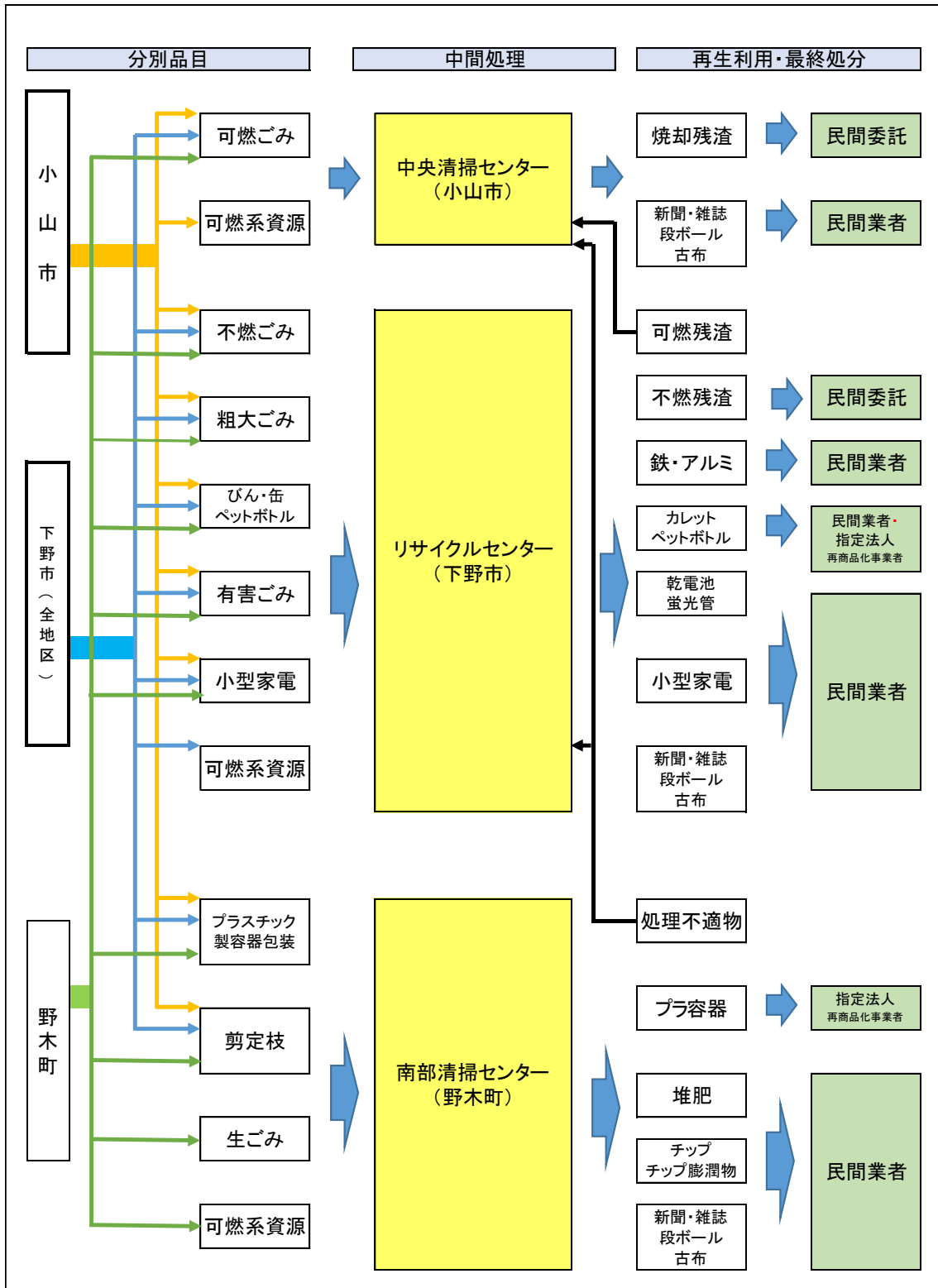


図 1.3.1 令和 9 年度時点での小山広域保健衛生組合管内ごみ処理フロー

### 3 廃棄物・リサイクル関連の動向

#### 1) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

平成12年6月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会形成の推進や「3R」の考え方が示され、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法が順次施行されています。

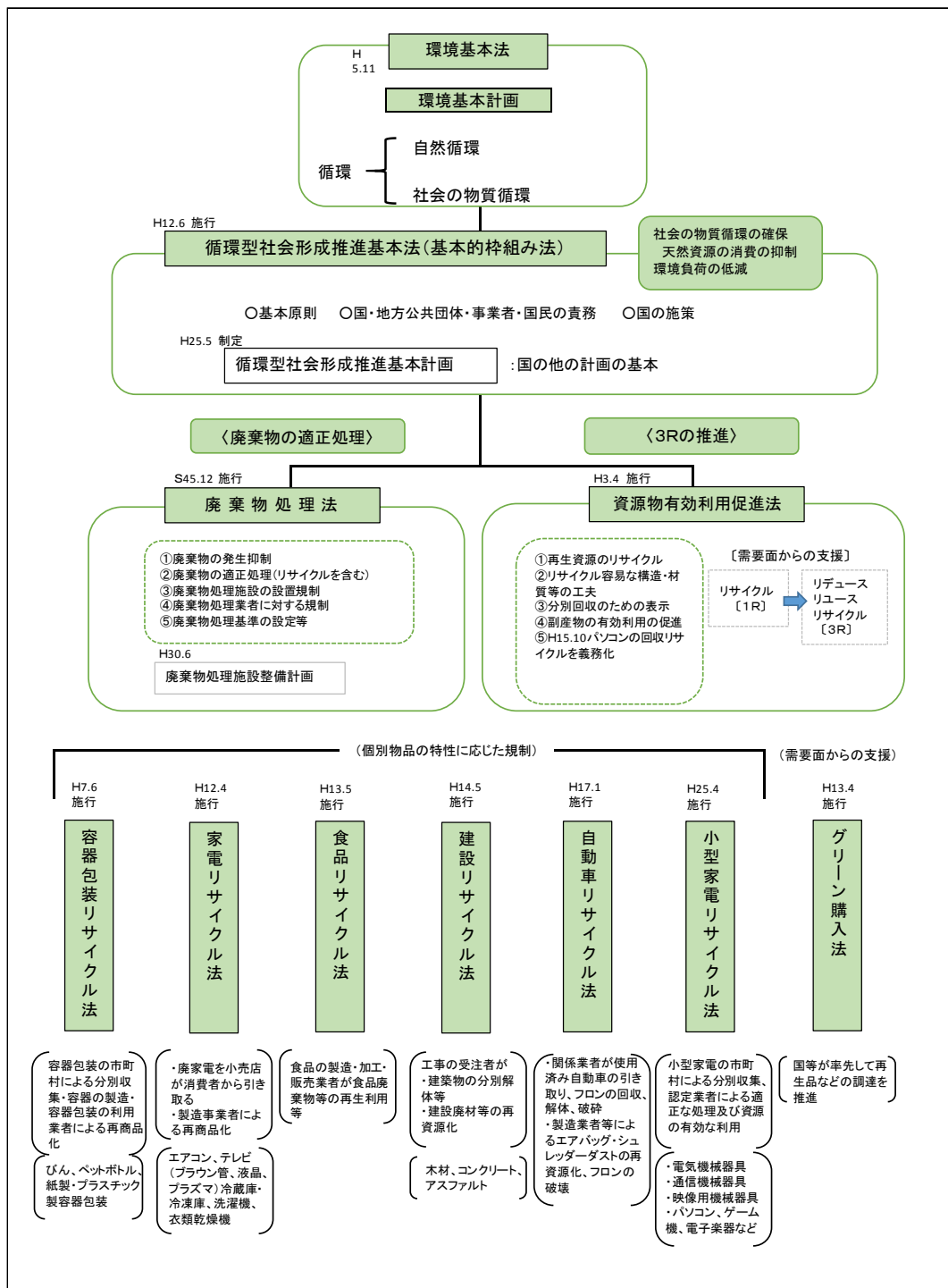


図 1.3.2 循環型社会の形成と推進のための法制度

## 2) 国の廃棄物処理の目標

### (1) 廃棄物処理施設整備計画の改定（平成30年6月）による目標

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定されています。

新たな廃棄物処理施設整備計画は、平成30年度から令和4年度までを計画期間としており、平成30年6月に閣議決定されました。

新計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえたことを特徴としています。従来から取り組んできた3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を強調しています。

整備計画の計画期間中の全体目標を「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、廃棄物等の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成の推進を図る。」とし、次の重点目標を設定し、その達成に向けて効果的効率的な事業執行を推進することとしています。

### 重点目標

■ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施する。

- ・ごみのリサイクル率※：21%（平成29年度）⇒27%（令和4年度）
- ・最終処分場の残余年数：平成30年度の水準（20年分）を維持する

■焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。

- ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値  
：19%（平成29年度）⇒21%（令和4年度）

$$\text{※ごみのリサイクル率} = \frac{\text{ごみの再生利用量}}{\text{家庭系ごみ量} + \text{事業系ごみ量} + \text{集団回収量}}$$

### (2) 循環型社会形成推進基本計画の改定（平成30年6月）による目標

「第4次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年6月に閣議決定されました。

第4次計画は、最終処分量や不法投棄の新規判明件数の削減、金属くずの資源化など、進展が見られる分野がある一方、プラスチックや食品廃棄物等のように一層の3Rを進めていくべき分野も残されている。廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、「リサイクルに比べ、取組みが遅れているリデュース・リユースの取

組強化」、「有用金属の回収」、「安心・安全の取り組み強化」、「3R国際協力の推進」等を新たな政策の柱としました。

また、循環型社会形成のため一般廃棄物の減量化に関する取組み指標については、以下のとおり設定しました。

**表 1.3.2 第4次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標**

区分	目標年	数値目標
全 体	令和 7年度	1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）約850g/人/日
家庭系ごみ		家庭からの1人1日当たりのごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）約440g/人/日
事業系ごみ※		事業系ごみの「総量」約1,100万トン

※ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標として設定しています。

### 3) 栃木県の廃棄物処理の目標

栃木県は、「栃木県資源循環推進計画」(令和3年3月)で廃棄物に係る現状を踏まえ、おおむね10年後の将来像を見据えた目標を定めています。

おおむね10年後の将来像は以下のとおりです。

- ・モノが資源として循環するライフサイクル全体での資源循環の取組が拡大
- ・地域の特性やモノの性状等に応じて、地域における資源の循環が形成
- ・気候変動対策につながる資源循環推進体制が確立
- ・廃棄物・リサイクル産業が成長し、地域で新たに雇用創出、企業立地等が実現

これらの、実現を目指し、「廃棄物の排出量を減らす」、「廃棄物を処理する」、「廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成する」という三つのテーマを掲げ、それぞれのテーマごとに目標及び指標を設定しています。

#### 【テーマ】 ライフサイクル全体での資源循環の推進 (一例)

《目標》廃棄物の排出量を減らすため、まずは、県民及び排出事業者に対し、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図るとともに、プラスチックをはじめとした再生利用に向けた取組を促進し、最終処分量の削減を図ります。

#### 〔指標〕 現状値と目標値 (一例)

指 標	現状値	目標値
	(平成30年度)	(令和7年度)
県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量	672 g/人・日	650 g/人・日
県内で排出された一般廃棄物の最終処分量	57千t	53千t
県内で排出された一般廃棄物の再生利用率	16.0%	19.0%

#### 〔具体的な取組〕

具体的取組	具体的施策 (一例)
1. 廃棄物の発生抑制・再使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスの削減推進</li> <li>・使い捨てプラスチックの使用削減の促進</li> </ul>
2. 排出事業者による発生抑制 再使用の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系一般廃棄物の削減及び分別促進</li> <li>・排出事業者による発生抑制の取組推進</li> </ul>
3. 高度なリサイクルシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用の優先順位を意識した分別の促進</li> <li>・一般廃棄物の分別区分の拡大の促進</li> </ul>
4. 再生材や再生可能資源の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とちの環エコ製品」の認定件数の増加</li> <li>・環境配慮設計の先進事例を周知</li> </ul>

## 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言

プラスチックは、私たちの生活に欠かすことのできない素材ですが、近年、プラスチックなどによる海洋汚染が国際的に深刻な問題となっております。

国際的な目標であるSDGsでは、海洋汚染の防止（目標14 海の豊かさを守ろう）が掲げられ、2019年に主要20カ国の首脳により、大阪で開催されたG20においても議題として取り扱われました。

国では、こうした状況に対応するため、ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックのリデュース（発生抑制）等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクルの促進、再生材・バイオプラスチックの利用促進など、プラスチックの資源循環を総合的に推進する方針を掲げております。

栃木県においても、これらの動向を踏まえて、令和元年8月、栃木県及び県内自治体との合同により、「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を宣言し、プラスチックの適正処理を進めてまいります。

### もり さと かわ うみ 栃木からの森里川湖 プラごみゼロ宣言

プラスチックは、わたしたちの生活に利便性と恩恵をもたらしてくれる有用な物質です。しかし、一方で、海に流れ出ると、長期間、環境にとどまり生態系にも影響を及ぼします。

海洋プラスチックごみは、山から川、川から海へとつながる中で発生するものであるため、上流の栃木県においても自分の問題として考えていく必要があります。

そこで、県と市町が連携し、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底など、プラスチックとの上手なつきあい方を、栃木から発信し、森里川湖におけるプラスチックごみゼロに向け、行動することをここに宣言します。



Plastics  
Smart

栃木県	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市
宇都宮市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
日光市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町
那須塩原市	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町
益子町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町
野木町				

令和元(2019)年8月27日



## 第2編 ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理の現況と課題

## 1 分別区分

令和3年度現在の本市におけるごみの分別区分を以下に示します。

表 2.1.1 ごみの分別区分と排出形態

### ■南河内・国分寺地区

分別区分	具体例	排出形態	
燃やすごみ	台所ごみ、紙ごみ、革製品、プラスチック製品等	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。	
資源物	プラ容器包装	プラスチック製容器包装	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。
	小枝	庭木等を剪定した小枝	長さ1m・直径10cm以内、紙ひもか麻ひもで束ねて出す。
	びん・缶	飲料用のびん・缶	所定のコンテナに入れる。
	ペットボトル		回収ネットに出す。
	新聞紙	新聞紙・チラシ	ひもでしばって出す。
	段ボール		ひもでしばって出す。
	雑誌・雑紙 紙パック	雑誌・雑紙・紙パック	ひもでしばって出す。
衣類・古布	衣類・古布・毛布等	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。または、ひもでしばって出す。	
不燃ごみ	陶磁器、金属製品、食品のびん・缶等	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。	
小型家電	ドライヤー、アイロン、電気ポット等	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。	
有害ごみ	スプレー缶、蛍光灯 体温計等	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。	
	乾電池	専用コンテナに出す。	
粗大ごみ	家具・寝具類	環境課に回収を申し込む。	

### ■石橋地区

分別区分	具体例	排出形態	
燃やすごみ	台所ごみ、紙ごみ、革製品、プラスチック製品等	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。	
資源物	プラ容器包装	プラスチック製容器包装	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。
	剪定枝（小枝）	庭木等を剪定した小枝	長さ1m・直径10cm以内、紙ひもか麻ひもで束ねて出す。
	びん・缶	飲食料用のびん・缶	ポリカゴに入れて出す。（各自用意）
	ペットボトル		透明か半透明のポリ袋に入れて出す。
	新聞紙	新聞紙・チラシ	ひもでしばって出す。
	段ボール		ひもでしばって出す。
	雑誌・雑紙	雑誌・雑紙	ひもでしばって出す。
	紙パック		ひもでしばって出す。
衣類・古布	衣類・古布・カーテン・毛布	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。	
不燃ごみ	陶磁器、金属製品、食品のびん・缶等	ポリカゴに入れて出す。（各自用意）	
小型家電	ドライヤー、アイロン、電気ポット等	透明か半透明のポリ袋に入れて出す。	
有害ごみ	①蛍光灯②スプレー缶③乾電池	①～③に分けて、透明・半透明のポリ袋に入れる。	
粗大ごみ	家具・寝具類	環境課に回収を申し込む。	

令和3年度現在の本市におけるごみ搬入の受入先と処理手数料を以下に示します。

表 2.1.2 ごみ搬入の受入先と処理手数料

■南河内・国分寺地区

受入先	分別区分	処理手数料
中央清掃センター	燃やすごみ	家庭から出たごみ：無料 事業所から出たごみ：250円／ 10kg
リサイクルセンター	不燃ごみ 資源物 粗大ごみ 有害ごみ	家庭から出たごみ：無料 事業所から出たごみ：250円／ 10kg
南部清掃センター	プラ容器包装 剪定枝	家庭から出たごみ：無料 事業所から出たごみ：250円／ 10kg

■石橋地区

受入先	分別区分	処理手数料
リサイクルセンター	燃えないごみ 資源物 粗大ごみ（不燃系粗大ごみ） 有害ごみ	家庭から出たごみ：無料 事業所から出たごみ：250円／ 10kg
南部清掃センター	プラ容器包装 剪定枝	家庭から出たごみ：無料 事業所から出たごみ：250円／ 10kg
クリーンパーク茂原 ※燃やすごみ以外の ごみは家庭から直接 搬入されるもののみ を受け入れる	燃やすごみ 燃えないごみ ビン・缶・ペットボトル 粗大ごみ 有害ごみ	家庭から出たごみ：無料 事業所から出たごみ：226円／ 10kg

## 2 ごみ処理・処分の流れ

本市のごみ処理・処分の流れについて、下図のとおりとなります。

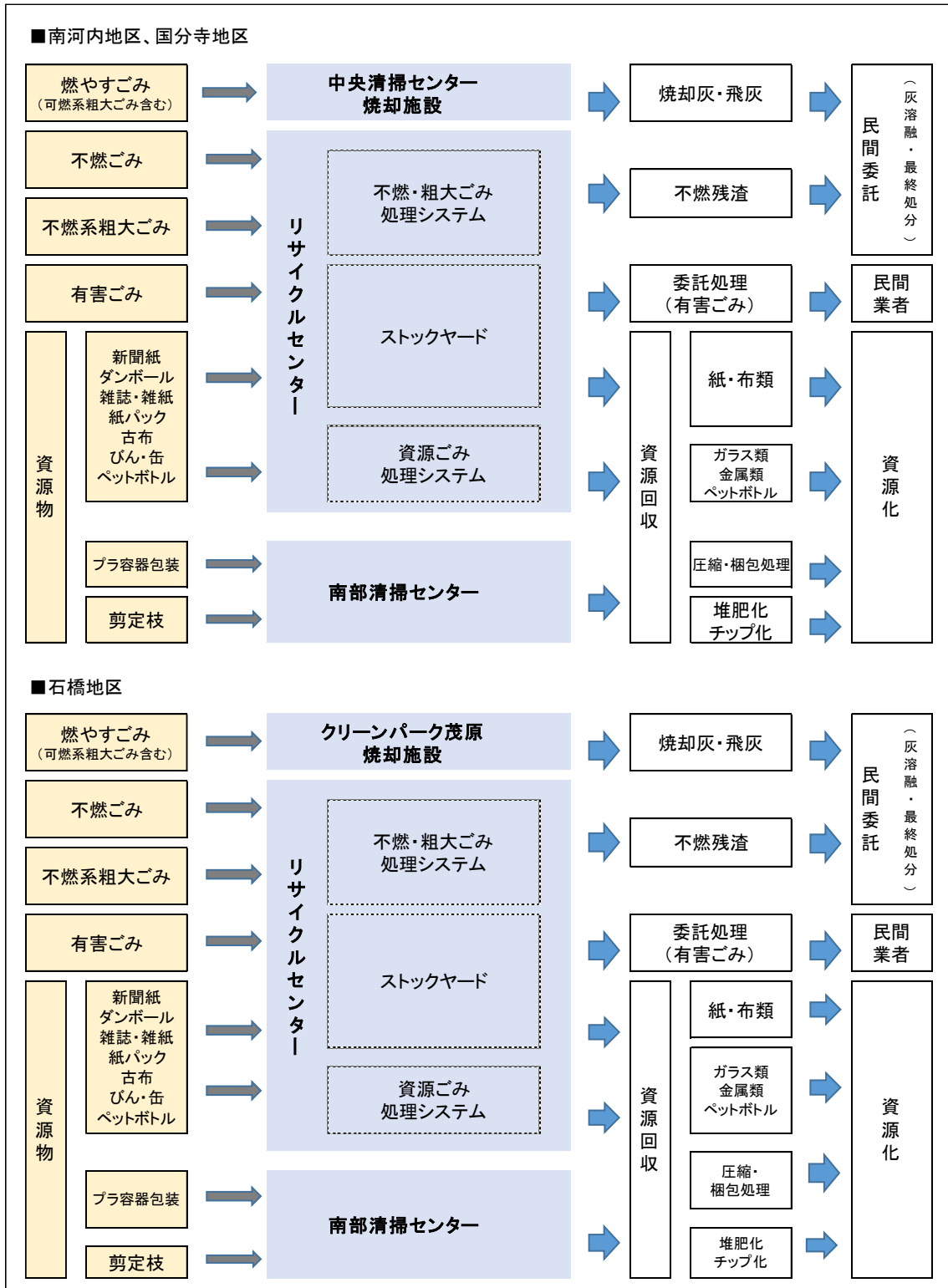


図 2.1.1 令和 3 年度時点での下野市のごみ処理フロー

### 3 ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は、近年の微増傾向から、令和2年度は増加に転じました。

要因の一つとして、全国的に、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出を控える等自宅で過ごす時間が増加していることから、家庭ごみの増加が考えられます。

なお、「とちぎの廃棄物」（栃木県）によると、令和2年度のごみ排出量の原単位の全国平均値は925g/人・日、栃木県平均値は901g/人・日となっています。これに対し、本市では793g/人・日であり、全国や栃木県の平均値と比べて低い値となります。

表 2.1.3 ごみ排出量の推移

項 目	単 位	H28	H29	H30	R1	R2
行政人口	人	60,062	60,084	59,981	60,062	60,053
ごみ排出量	t/年	16,089	16,325	16,401	16,569	17,384
ごみ処理量	t/年	15,453	15,720	15,855	16,030	16,985
家庭系ごみ	t/年	13,430	13,642	13,759	13,680	14,921
事業系ごみ	t/年	2,023	2,078	2,096	2,350	2,064
資源物	t/年	2,945	2,765	2,651	2,415	2,567
家庭系ごみ	t/年	2,920	2,741	2,632	2,405	2,560
事業系ごみ	t/年	25	24	19	10	7
資源物を除く処理量	t/年	12,508	12,955	13,204	13,615	14,418
家庭系ごみ	t/年	10,510	10,901	11,127	11,275	12,361
事業系ごみ	t/年	1,998	2,054	2,077	2,340	2,057
集団回収量	t/年	636	605	546	539	399
原単位						
ごみ排出量（下野市）	g/人・日	734	744	749	756	793
ごみ処理量（下野市）	g/人・日	705	717	724	731	775
資源物	g/人・日	163	154	146	135	135
資源物を除く処理量	g/人・日	571	591	603	621	658
家庭系ごみ処理量	g/人・日	613	622	628	624	681
ごみ排出量（国）	g/人・日	925	920	919	918	925
ごみ排出量（県）	g/人・日	917	921	918	920	901

資料：下野市資料（年度別ごみ搬入量）、とちぎの廃棄物

ごみ処理量（施設へのごみ搬入量）：ごみ排出量（t/年）－ 集団回収量（t/年）

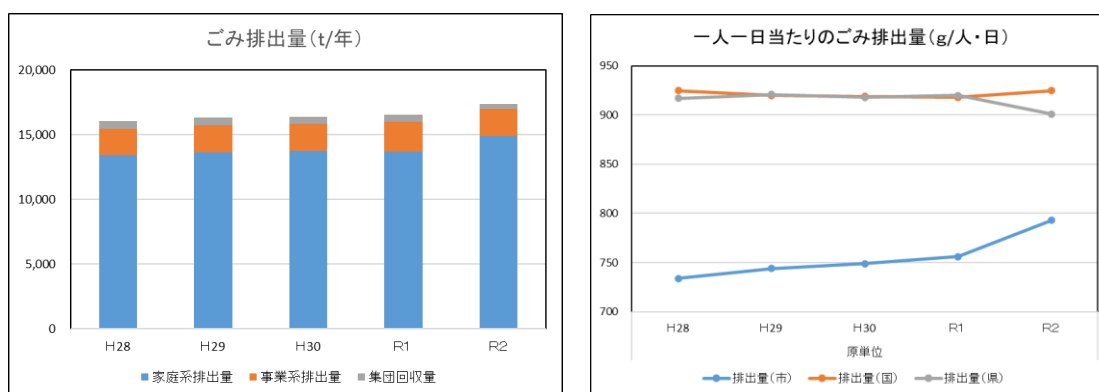


図 2.1.2 ごみ排出量、原単位の推移

## 4 ごみの減量化・再生利用の実績

### 1) 資源物処理量

令和2年度における本市の資源物処理量（資源物として施設に搬入された量）は2,566トンで、やや減少傾向となっています。

表 2.1.4 資源物処理量の推移

項目	単位	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
資源物処理量	t/年	2,945	2,765	2,651	2,415	2,566
紙・布	t/年	1,220	1,178	1,118	1,022	1,141
びん・缶・ペットボトル	t/年	707	693	678	560	584
ビニール・プラスチック	t/年	863	741	703	696	692
剪定枝（小枝）	t/年	155	153	152	137	149

資料：下野市資料（年度別搬入量）

### 2) 資源回収報奨金制度

本市では、自治会や子ども会育成会・PTA等営利を目的としない団体が実施する資源回収に対し、回収重量に応じた報奨金を交付しています。

令和2年度の集団回収量は399トンで、減少傾向となっています。

表 2.1.5 集団回収量の推移

項目	単位	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
集団回収量	t/年	636	605	546	539	399
紙類	t/年	606	576	518	510	378
布類	t/年	5	5	5	5	5
ガラス類	t/年	5	4	4	3	2
金属類	t/年	16	16	16	19	13
その他	t/年	4	4	3	2	1

資料：下野市資料（年度別資源回収量）

資料：下野市資料（年度別搬入量）

### 3) 資源化量

本市の資源化量は下記のとおり、22～25%の間で推移しています。

資源化量については、資源ごみとして搬入されたもののほか、施設にて破碎、選別等処理を行い、取り出された資源も含まれます。

表 2.1.6 資源化量の推移

#### ■発生元別 資源化量及び資源化率

項目	単位	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
ごみ排出量	t /年	16,089	16,325	16,401	16,569	17,384
資源化量	t /年	3,935	4,138	3,754	3,870	4,438
直接資源化量	t /年	1,700	1,716	879	1,278	1,423
施設処理に伴う資源化量	t /年	1,599	1,817	2,329	2,053	2,616
焼却施設	t /年	412	476	583	623	679
粗大ごみ処理施設	t /年	338	382	546	290	332
その他の施設	t /年	849	959	1,200	1,140	1,605
集団回収	t /年	636	605	546	539	399
資源化率	%	24.5	25.3	22.9	23.4	25.5

#### ■資源化量の品目別

項目	単位	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
資源化量	t /年	3,935	4,138	3,754	3,870	4,438
紙類	t /年	1,604	1,738	1,018	1,392	1,343
金属類	t /年	401	480	470	384	764
ガラス類	t /年	124	177	231	233	374
ペットボトル	t /年	126	124	336	162	167
プラスチック類	t /年	682	564	538	544	525
布類	t /年	328	316	294	242	267
熔融スラグ	t /年	404	466	575	618	666
その他	t /年	266	273	292	295	332

資料：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票（各年度）

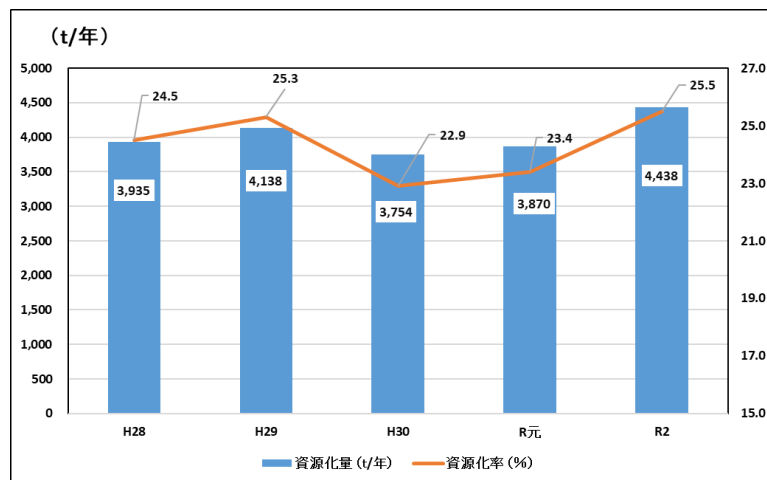


図 2.1.3 資源化量・資源化率の推移

#### 4) 家庭用生ごみ処理機器等設置補助金

本市では、生ごみの減量・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機器等を設置した方に対して補助金を交付しています。

表 2.1.7 家庭用生ごみ処理機器等設置補助金の概要

種 別	補助の内容
機械式生ごみ処理機	購入金額の2分の1以内 3万円が限度
コンポスト容器	1基につき購入金額の2分の1以内 6千円が限度 (1世帯につき補助対象は2基まで)

表 2.1.8 家庭用生ごみ処理機器等設置補助の実績

項目		単位	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
補助 件数	機械式	件	11	16	12	18	27
	コンポスト容器	件	16	9	11	13	6
累計 件数	機械式	件	513	528	540	558	585
	コンポスト容器	件	2,056	2,065	2,076	2,089	2,095
世 帯 数		世帯	23,282	23,714	23,958	24,402	24,727
世帯 普及率	機械式	%	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4
	コンポスト容器	%	8.8	8.7	8.7	8.6	8.5
補 助 額		千円	255	326	223	531	577

資料：下野市資料

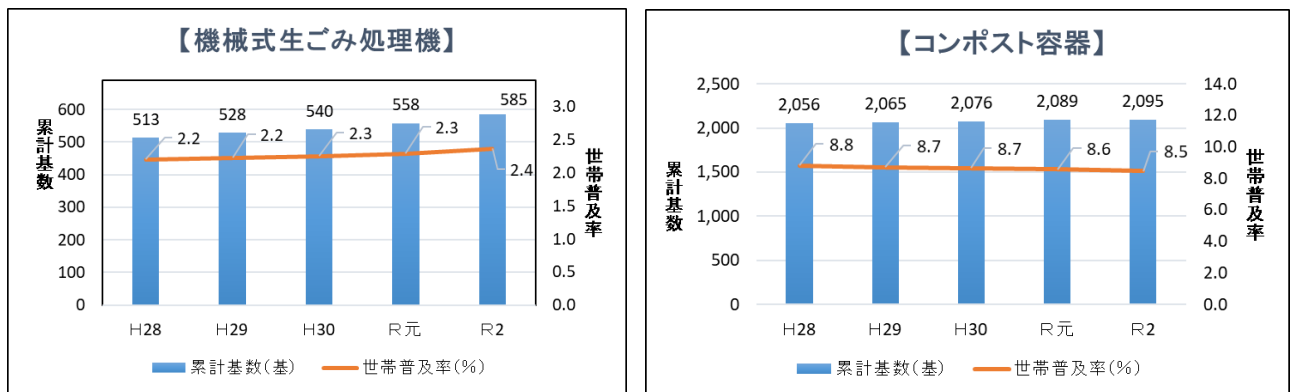


図 2.1.4 家庭用生ごみ処理機器等の普及状況の推移



## 5) その他の減量化・資源化事業

本市では、平成24年3月に策定し、平成29年3月に見直しを実施した「下野市ごみ減量化計画」を策定し、ごみ減量化のための市民・事業者・行政のそれぞれの具体的な行動を示し、ごみの減量化に努めてきました。

また、本市では、ごみの減量化・資源化の推進のため、資源回収報奨金制度による資源物の自主回収や家庭用生ごみ処理機器等設置補助金による生ごみの減量化の他、以下の事業を実施しています。

### ①レジ袋削減の取り組み

レジ袋削減の取り組みは、ごみの減量化の他に地球温暖化の防止にも有効であり、環境にやさしいライフスタイルへのきっかけになります。

本市では、市内の食品スーパーなどを対象にマイバッグ運動を実施し、ごみ減量化の取り組みを推進しています。

### ②不用品リサイクル事業

ごみ減量化を目的として、市民から受け付けたリサイクル可能な不用品の情報を管理し、リサイクル品の譲り受けを希望する方にその情報を広報紙・ホームページを通して提供する制度です。

### ③エコキャップ運動

ペットボトルのふたを集めて世界の子供たちにワクチンを届けようという取り組みです。

市では、一部の公共施設を「エコキャップステーション」とし、ペットボトルのふたの回収ボックスを設置しています。

### ④エコ（ショップ&オフィス）認定制度

ごみ減量化・リサイクルの推進、並びに環境保全に積極的に取り組む店舗をエコショップ、事業所をエコオフィスとして認定し、広く市民にPRすることで利用促進を図り、その取り組みを応援しています。

### ⑤市民・事業者への意識啓発・広報活動

ごみの減量化・資源化の推進のためには、市民・事業者の協力が必要であることから、市の広報紙やホームページ、イベント開催時などにおいて意識啓発・広報活動を積極的に進めています。また、ごみの減量化・資源化のための具体的な取り組みについても紹介しています。

### ⑥学校及び保育園の給食残渣と剪定枝の堆肥化

南河内・国分寺地区では、学校及び保育園の給食残渣を小山広域の施設（小山広域クリーンセンター）に搬入し、し尿及び浄化槽汚泥とともに堆肥化して再利用しています。また、市内全域から収集された剪定枝は、南部清掃センターでチップ化及び堆肥化されています。

### ⑦その他、資源循環に関する新たな施策への取組

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等、循環型社会の形成を目指し、策定される様々な施策に対し、積極的に導入の検討を進めてまいります。

## 5 ごみ処理の実績

### 1) 焼却処理量

本市で発生する可燃ごみのほか、粗大ごみ処理施設や資源化处理施設からの可燃残渣は焼却処理されています。令和3年度現在においては、焼却は南河内・国分寺地区は小山広域の中央清掃センターで、石橋地区は宇都宮市のクリーンパーク茂原で行っています。

令和2年度における本市の焼却処理量は13,776トン、焼却処理率は81.1%です。

本市の焼却処理量・焼却処理率は増加傾向にあります。

表 2.1.9 焼却処理量の実績

項目	単位	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
ごみ処理量	t/年	15,453	15,720	15,855	16,030	16,985
焼却処理量	t/年	11,476	12,345	12,097	12,874	13,776
焼却処理率	%	74.3	78.5	76.3	80.3	81.1

資料：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票（各年度）

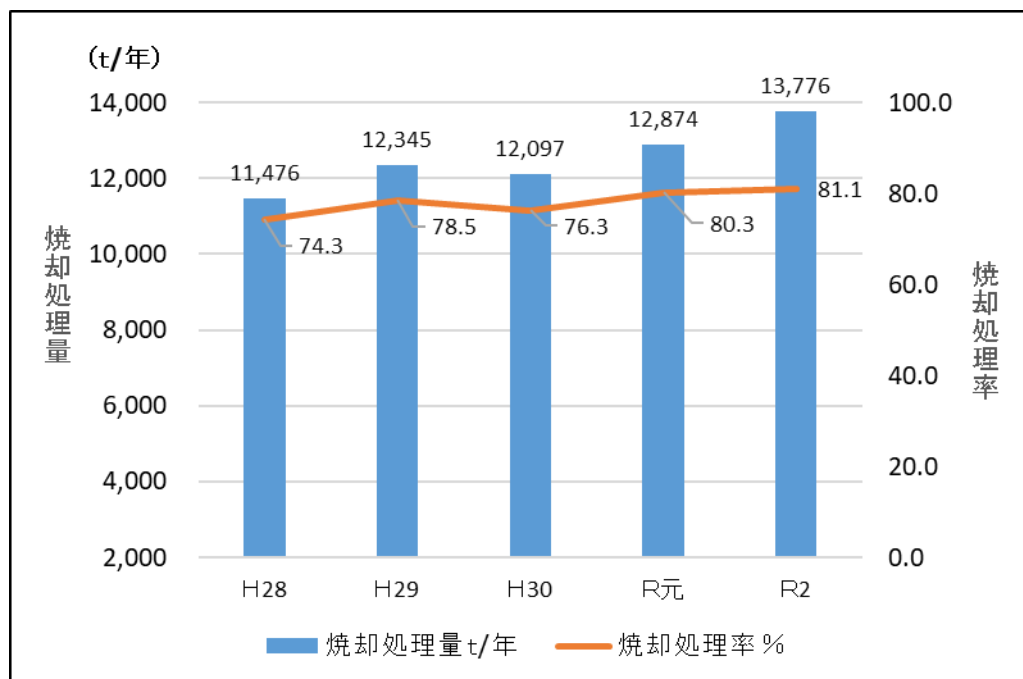


図 2.1.5 焼却処理量の推移

焼却処理率：焼却処理量（t/年） ÷ ごみ処理量（t/年）

## 2) 最終処分量

焼却処理後の焼却灰及び粗大ごみ処理施設や資源ごみ処理施設からの不燃残渣等の処理残渣は、最終処分場にて埋立処分やスラグ化等の溶融処理（資源化）を行なっています。

令和2年度における本市の最終処分量は1,193トン、最終処分率は7.0%です。本市の最終処分量、最終処分率はいずれも横ばい傾向で推移しています。

表 2.1.10 最終処分量の実績

項目	単位	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
ごみ処理量	t/年	15,453	15,720	15,855	16,030	16,985
最終処分量	t/年	1,700	1,217	1,019	1,146	1,193
最終処分率	%	11.0	7.7	6.4	7.1	7.0

資料：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票（各年度）

最終処分率：最終処分量（t/年） ÷ ごみ処理量（t/年）

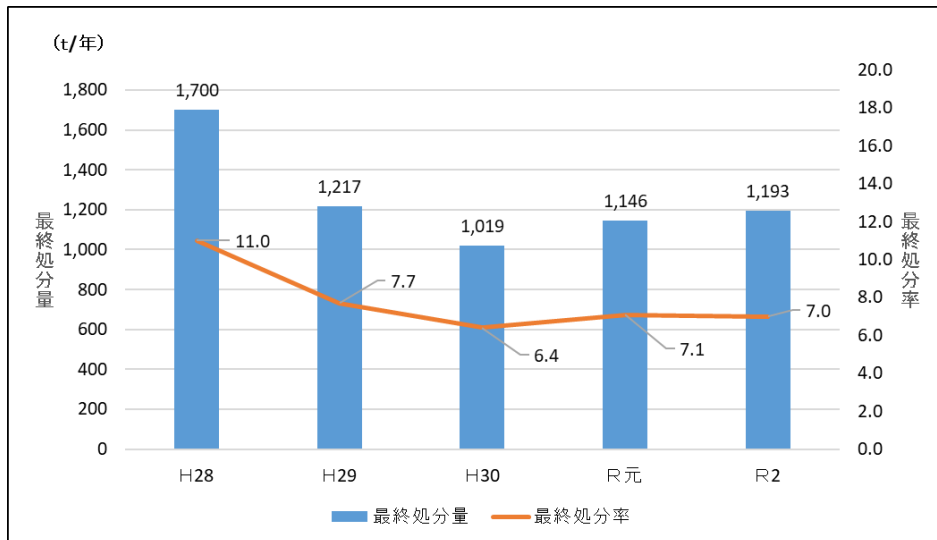


図 2.1.6 最終処分量の推移

## 6 処理施設の状況

本市のごみ処理は、令和3年度現在において、小山広域及び宇都宮市の施設により処理が行われています。

### 1) 破碎処理施設及び資源化処理施設

破碎処理及び資源化処理は、小山広域のリサイクルセンター、南部清掃センター、宇都宮市のクリーンパーク茂原で行っております。これらの処理施設の概要は以下のとおりです。

表 2.1.11 リサイクルセンター 施設の概要

項目	内容
名称	小山広域保健衛生組合 リサイクルセンター
所在地	下野市下坪山 1632
竣工年月	平成 31 年 3 月
リサイクルセンター棟 処理能力	破碎・選別 : 40t/5h (不燃・粗大ごみ処理系) 選別・一部圧縮 : 10t/5h (びん・缶選別機) 圧縮・梱包 : 3.3t/5h (ペットボトル等圧縮機)
ストックヤード 保管能力	有害ごみ : 24 m <sup>3</sup> (蛍光管、乾電池) 小型家電 : 35 m <sup>3</sup> (小型家電) 可燃系資源物 : 18.10 t (古布、古紙類)

表 2.1.12 南部清掃センター 容リ法対象ビニプラ施設の概要

項目	内容
名称	南部清掃センター 容リ法対象ビニプラ施設
所在地	野木町大字南赤塚 1513-2
竣工年月	平成 28 年 3 月
処理能力	選別・圧縮・梱包 : 21t/5h (ビニプラ) 破碎 : 9.4t/5h (剪定枝)

表 2.1.13 クリーンパーク茂原 リサイクルプラザの概要

項目	内容
名称	クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ
所在地	宇都宮市茂原町 777-1
竣工年月	平成 13 年 3 月
処理能力	135t/5h ・びん・缶類ライン : 46t/5h×2 系列 ・ペットボトルライン : 8t/5h×1 系列 ・不燃ごみライン : 35t/5h×1 系列

## 2) 焼却処理施設

焼却処理は、令和 3 年度現在、南河内・国分寺地区が小山広域の中央清掃センターで、石橋地区は宇都宮市のクリーンパーク茂原で行っております。処理施設の概要は以下のとおりです。

表 2.1.14 中央清掃センター 焼却処理施設（エネルギー回収推進施設）の概要

項目	内 容	
名 称	中央清掃センター焼却処理施設	エネルギー回収推進施設
所 在 地	小山市塩沢 576-15	
竣工年月	昭和 61 年 3 月	平成 28 年 9 月
処理能力	160t/24h (80t×2 炉)	70t×1 炉
炉 型 式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)	全連続燃焼式 (ストーカ炉)
備 考	温水発生装置あり (場内利用) 平成 14 年 9 月飛灰固形化施設	発電設備あり定格出力 1,300Kw 令和 9 年度に 90t×2 炉予定有

表 2.1.15 クリーンパーク茂原 焼却処理施設の概要

項目	内 容
名 称	クリーンパーク茂原 焼却処理施設
所 在 地	宇都宮市茂原町 777-1
竣工年月	平成 13 年 3 月
処理能力	390t/日 (130t/24h×3 炉)
炉 型 式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)
灰溶融炉型式	電気溶融方式 (3 相アーク式)
灰溶融能力	40t/日 (1 炉)
発電能力	定格出力 : 7,500kw

## 7 ごみ処理経費の実績

本市のごみ処理経費の推移は以下のとおりです。令和 2 年度の処理及び維持管理費の合計は約 7 億円で、ごみ 1 t 当たりの経費は約 4 万 1 千円、人口 1 人当たりの経費は約 1 万 2 千円となっています。

表 2.1.16 ごみ処理経費の実績

項 目	単 位	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
ごみ排出量	t /年	15,453	15,720	15,855	16,030	16,985
行政人口	人	60,062	60,084	59,981	60,062	60,053
処理及び維持管理費	千円	511,932	468,516	524,323	524,258	702,580
委託費	千円	292,167	261,180	308,398	282,064	317,335
収集運搬費	千円	247,159	226,542	247,159	258,260	278,604
その他	千円	45,008	34,638	61,239	23,804	38,731
組合分担金	千円	219,765	207,336	215,925	242,194	385,245
ごみ1t当たりの経費	円/t	33,128	29,804	33,070	32,705	41,365
人口1人当たりの経費	円/人	8,523	7,798	8,741	8,729	11,699

注：各年度の歳出のうち、「処理及び維持管理費」の内訳を示します。

資料：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票（各年度）

## 8 関係市の動向

### 1) 小山広域保健衛生組合

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を令和元年度に策定し、令和9年度までの9年間のごみ処理に関する基本方針を示しています。組合は構成市町が収集したごみを、処理・処分を業務範囲としているため資源化率の向上や、最終処分量及び温室効果ガス等環境負荷の削減とともにごみ処理コストの低減を目指しています。

また、新たに第2期エネルギー回収推進施設の整備を進めており、令和9年度より、石橋地区の燃やすごみ及び可燃系粗大ごみの焼却処理も併せて開始する予定です。

### 2) 宇都宮市

「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を令和3年3月に策定し、ごみ排出量の推移、施策の効果、発生抑制・再使用の取組み強化を進める国の方針、社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しや、新たな中間処理施設、最終処分場の整備や既存施設の長寿命化など、安全で安定した処理を継続しながら、効果的・効率的なごみ処理体制の構築を図ることとしています。

広域における処理体制については、令和5年度以降、宇都宮市、上三川町の2市町で実施します。

基本方針として、「ごみの発生抑制の促進」「適正な資源循環利用の推進」「適正な処理・処分の推進」が定められています。

## 9 前回の計画目標の達成状況

前回の「一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月）において、本市のごみに関する数値目標は以下のとおり設定されています。

### 1) 発生抑制目標

平成27年度を基準とし、家庭系ごみは、排出量の原単位（1人1日当たりのごみ排出量）を対象として、中間目標である令和3年度までに3%削減、計画目標である令和8年度までに5%削減を目指します。

事業系ごみは、排出量全体を対象として、中間目標である令和3年度までに5%削減、計画目標である令和8年度までに10%削減を目指します。

### 2) 資源化率

中間目標である令和3年度までに32%以上、計画目標である令和8年度までに34%以上を目指します。

### 3) 最終処分率

中間目標である令和3年度までに4%以下、計画目標である令和8年度までに2%以下を目指します。

表 2.1.17 前回計画の目標と実績値の比較

項目	単位	実績値					目標値	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和8年度
1) 市民一人当たり1日のごみ排出量	g/人・日	734	744	749	756	793	707 以下	691 以下
家庭系ごみ	g/人・日	613	622	628	624	681	624 以下	612 以下
事業系ごみ	t/年	2,023	2,078	2,096	2,350	2,064	1,748 以下	1,656 以下
2) 資源化率	%	24.5	25.3	22.9	23.4	25.5	32% 以上	34% 以上
3) 最終処分率	%	11.0	7.7	6.4	7.1	7.0	4% 以下	2% 以下

令和2年度のごみ排出、処理・処分に関する実績を令和3年度の目標値（中間目標）と比較したところ、1) 発生抑制目標、2) 資源化率、3) 最終処分率すべての項目で未達成でした。

特に令和2年度に家庭系ごみの排出量が増加しており、新型コロナウイルスの感染拡大から、外出を控える生活様式に変わること、自宅で過ごす時間の増加から、家庭系ごみの排出量が増加したことが要因のひとつと考えられます。

## 10 ごみ処理の評価

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて本市のごみ処理システムを評価しました。比較対象としたのは、産業構造や人口規模が似通った全国の類似自治体です。「廃棄物のうち最終処分される割合」を除いて、類似市町村と比較して平均を上回る偏差値を示しています。

### 栃木県下野市

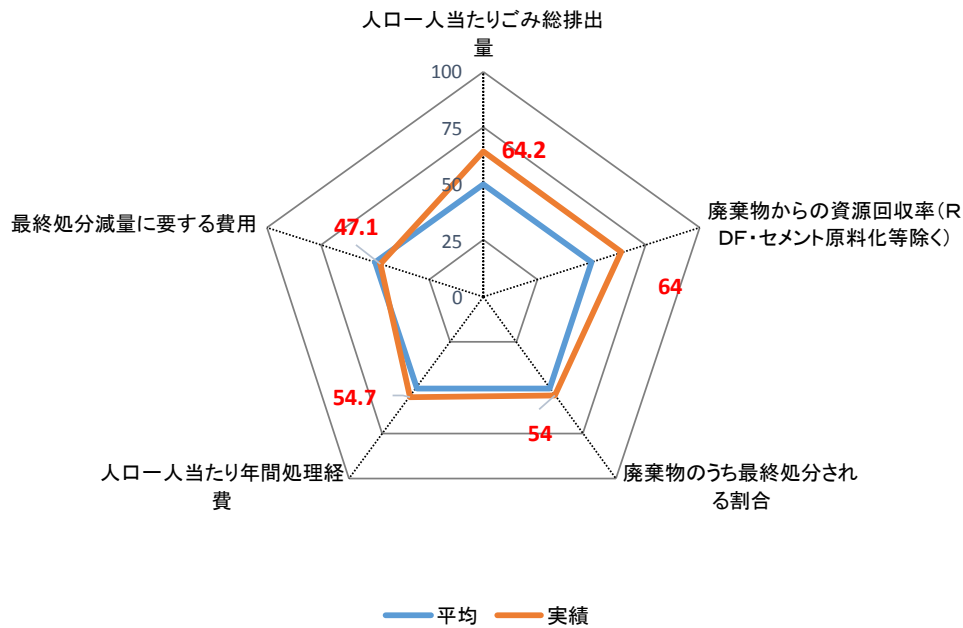


図 2.1.7 標準的な指標における偏差値によるレーダーチャート

#### ※指標の算出方法

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口} \times 1$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t



## 1 1 ごみ処理の課題

### 1) 排出抑制の課題

ごみ排出量は平成 28 年度から令和元年度まで微増で推移し、令和 2 年度は増加に転じております。新型コロナウイルスの感染拡大防止から、外出の自粛等、生活様式が大きく変わり、自宅にて過ごす時間が増える傾向にあることが要因の一つと考えられますが、3Rの取り組みによるごみ減量化の呼びかけを継続して行う必要があります。

### 2) 資源化の課題

剪定枝のチップ化及び堆肥化による資源化に取り組んでいますが、前回の「一般廃棄物処理基本計画」で掲げた資源化率の数値目標を上回ることはできませんでした。また、資源物の集団回収量も減少傾向となっており資源化率の向上の取り組みが必要です。

また、令和 4 年 4 月より、プラスチックの資源循環等の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、新たな取組として、検討が必要となります。

### 3) 収集運搬の課題

本市では、ステーション回収により収集を行っていますが、小山広域で広域処理しているごみ区分と、宇都宮市へ委託している石橋地区の一部のごみ区分があります。このため、地区により分別品目や処理困難物の扱いも違ってきます。市民負担の公平化のためにも市内統一したごみ処理体制の構築が課題です。

また、ステーションへ排出が困難な要介護者や高齢者等への戸別収集は「声かけふれあい収集事業」として福祉部門で体制を整えましたが、対象者の認定が必要です。

### 4) 中間処理・最終処分の課題

本市のごみ処理は、令和 3 年度現在、小山広域での広域処理と宇都宮市への委託処理で行っております。ごみ処理体制の違いによる住民負担の公平性や効率化のため、小山広域による市内統一した中間処理体制を構築する必要があります。

最終処分場については、本市においても小山広域でも有していないことから、最終処分量を限りなく削減する必要があります。

## 第2章 将来ごみ量の予測

### 1 将来人口

本市の将来人口は、国が推計した将来人口（平成27年度の国勢調査に基づく国の推計値）を基本に、令和2年度において実績値（国勢調査）と一致するよう調整することで設定しました。

各年度の将来人口の算出の際に使用した式を以下に示します。

$$\text{各年度の将来人口} = \text{各年度の国の推計値} \times \frac{\text{令和2年度の実績値}}{\text{令和2年度の国の推計値}}$$

この方法により将来人口を設定した場合、本市の将来人口は減少傾向で推移します。

表 2.2.1 設定した将来人口

項目	平成					令和												
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
A. 国が推計した将来人口	59,431	59,319	59,207	59,094	58,982	58,870	58,689	58,509	58,328	58,148	57,967	57,730	57,493	57,256	57,019	56,782	56,486	
B. 実績値	59,870	60,062	60,084	59,981	60,062	60,053												
比較[B/A]	100.7%	101.3%	101.5%	101.5%	101.8%	102.0%												
C. 将来人口	59,870	60,062	60,084	59,981	60,062	60,053	59,868	59,685	59,500	59,316	59,132	58,890	58,648	58,407	58,165	57,923	57,621	
増減率	—	—	—	—	—	100.0%	99.7%	99.4%	99.1%	98.8%	98.5%	98.1%	97.7%	97.3%	96.9%	96.5%	96.0%	

注1. 「A. 国が推計した将来人口」は平成27年の国勢調査に基づく推計値であり、5年毎（令和2・7・12年）に将来人口が示されています（国立社会保障・人口問題研究所が推計）。

2. 「B. 実績値」は平成27年度から令和2年度の実績値です。

3. A・Cともに対象年度（網掛けの箇所）以外については、5年毎の実績値または推計値を按分することで設定しました。

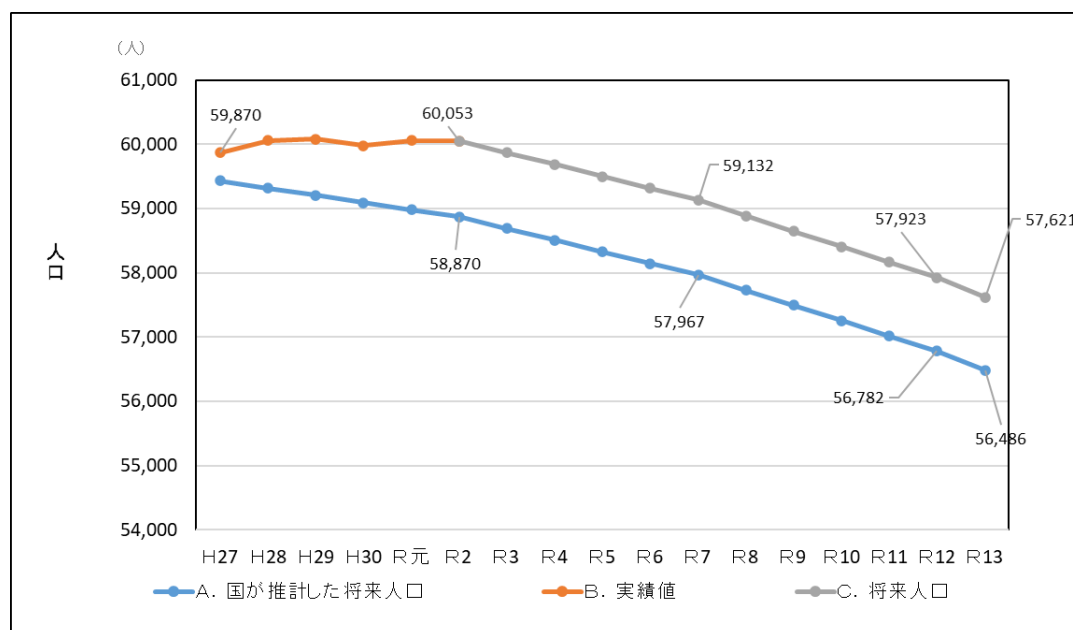


図 2.2.1 将来人口の推移

注. 平成27・令和2・7・12年度以外は、5年毎の実績値または推計値を按分することで設定しました。

## 2 現状推移時の将来ごみ量

### 1) 将来ごみ量の予測方法

本市の将来ごみ量は、直近3年間（平成30年度～令和2年度）のごみ搬入実績を基に、将来人口の推移を考慮し、設定しました。

具体的な手順は次のとおりです。

- (1) 平成30年度から令和2年度までの直近3年間で、搬入形態（家庭からの搬入及び事業者からの搬入）別に、種類（燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ）ごとの搬入実績及び人口の平均から、市民一人当たりのごみ排出量を設定し、本市の将来人口に乗じることで、将来ごみ量を算出しました。

※「燃やすごみ」に関しては、平成30年度の排出実績を基準としております。

$$\text{各年度のごみ搬入予測} = \frac{\text{直近3年間ごみ搬入実績（平均）}}{\text{直近3年間の人口（平均）}} \times \text{年度別将来人口}$$

図 2.2.2 将来ごみ量の予測方法

### 2) 将来ごみ量の予測

本市のごみ量は、平成28年度以降微増で推移し、令和2年度に増加に転じました。

令和2年度以降、将来的にごみ量は人口に比例し減少傾向で推移し、令和8年度のごみ処理量は15,843トン（令和2年度から約6.7%減）、令和13年度のごみ発生量は15,502トン（同約8.7%減）と予測されます。

表 2.2.2 将来ごみ量の予測

種別	実績値			将来予測値											
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
人口（年度末）	59,981	60,062	60,053	59,868	59,685	59,500	59,316	59,132	58,890	58,648	58,407	58,165	57,923	57,621	
家庭系 収集・運搬	燃やすごみ	10,092.48	10,081.63	10,927.78	10,064.91	10,034.14	10,003.04	9,972.11	9,941.17	9,900.49	9,859.80	9,819.29	9,778.60	9,737.92	9,687.15
	燃えないごみ	850.07	1,006.41	1,125.18	991.17	988.15	985.08	982.04	978.99	974.98	970.98	966.99	962.98	958.97	953.97
	資源ごみ	2,631.95	2,404.70	2,559.57	2,525.15	2,517.43	2,509.63	2,501.87	2,494.11	2,483.90	2,473.69	2,463.53	2,453.32	2,443.12	2,430.38
	粗大ごみ	125.03	113.74	230.13	155.87	155.40	154.91	154.44	153.96	153.33	152.70	152.07	151.44	150.81	150.02
	有害ごみ	59.56	74.19	78.85	70.68	70.46	70.24	70.02	69.81	69.52	69.24	68.95	68.67	68.38	68.02
計	13,759.09	13,680.67	14,921.51	13,807.78	13,765.58	13,722.90	13,680.48	13,638.04	13,582.22	13,526.41	13,470.83	13,415.01	13,359.20	13,289.54	
事業系 許可・運搬	燃やすごみ	1,997.54	2,083.55	2,004.34	1,992.08	1,985.99	1,979.84	1,973.72	1,967.59	1,959.54	1,951.49	1,943.47	1,935.42	1,927.36	1,917.31
	燃えないごみ	73.18	61.02	49.95	61.21	61.03	60.84	60.65	60.46	60.21	59.96	59.72	59.47	59.22	58.91
	資源ごみ	19.33	10.01	6.92	12.06	12.02	11.98	11.95	11.91	11.86	11.81	11.76	11.71	11.67	11.60
	粗大ごみ	6.17	194.98	1.61	67.41	67.20	66.99	66.78	66.58	66.30	66.03	65.76	65.49	65.22	64.88
	有害ごみ	0.03	0.12	0.77	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
小計	2,096.25	2,349.68	2,063.59	2,133.07	2,126.55	2,119.96	2,113.41	2,106.85	2,098.21	2,089.59	2,081.01	2,072.39	2,063.77	2,053.00	
ごみ処理量	燃やすごみ	12,090.02	12,165.18	12,932.12	12,056.99	12,020.13	11,982.88	11,945.83	11,908.76	11,860.03	11,811.29	11,762.76	11,714.02	11,665.28	11,604.46
	燃えないごみ	923.25	1,067.43	1,175.13	1,052.38	1,049.18	1,045.92	1,042.69	1,039.45	1,035.19	1,030.94	1,026.71	1,022.45	1,018.19	1,012.88
	資源ごみ	2,651.28	2,414.71	2,566.49	2,537.21	2,529.45	2,521.61	2,513.82	2,506.02	2,495.76	2,485.50	2,475.29	2,465.03	2,454.79	2,441.98
	粗大ごみ	131.20	308.72	231.74	223.28	222.60	221.90	221.22	220.54	219.63	218.73	217.83	216.93	216.03	214.90
	有害ごみ	59.59	74.31	79.62	70.99	70.77	70.55	70.33	70.12	69.82	69.54	69.25	68.97	68.68	68.32
合計	15,855.34	16,030.35	16,985.10	15,940.85	15,892.13	15,842.86	15,793.89	15,744.89	15,680.43	15,616.00	15,551.84	15,487.40	15,422.97	15,342.54	
集団回収	545.56	539.51	398.74	493.25	491.74	490.22	488.70	487.18	485.19	483.20	481.21	479.22	477.22	474.74	

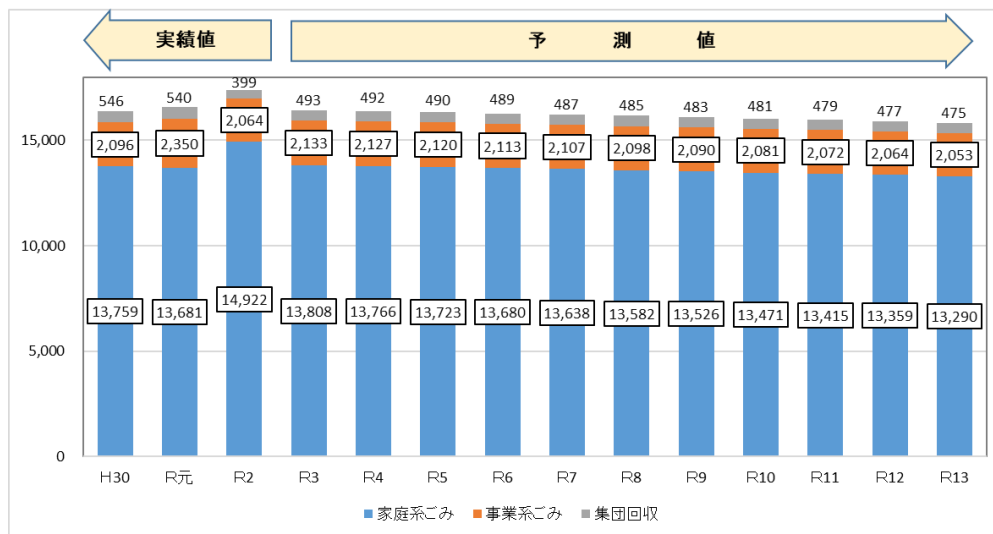


図 2.2.3 将来ごみ量の推移

## 第3章 基本方針

### 1 基本理念

本市の最上位計画である第二次下野市総合計画(平成28年度～令和7年度)では、施策大綱の目標の一つの「豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり」の中で、「豊かな自然環境や住環境と共生し、地球環境にやさしく自然災害にも強い安全・安心なまちづくりを目指すとともに、市民の日常生活を支えるための生活環境の充実を目指し、若者の定住を促進します。具体的には、消防・防災の推進と防犯・交通安全対策により安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、消費生活向上に向けた支援や公共交通網の充実を図ります。また、ごみ処理・リサイクルの推進や地球温暖化対策による環境にやさしいまちづくりを推進します。」とあります。

また、下野市環境基本計画(平成25年度～平成34年度)では、基本目標の中で「資源が循環する地球にやさしいまちづくり」を掲げており、資源を浪費する生活や社会のしくみを見つめ直し、廃棄物の発生抑制と資源としての再利用・再生利用など、環境負荷の少ないまちづくりを目指しています。

これらを踏まえ、本市では、①発生抑制(リデュース)、②再利用(リユース)、③再生利用(リサイクル)の『3R』と適正かつ安全なごみ処理で、循環型社会の構築による安心して暮らせる環境づくりを推進します。

## 循環型社会の構築で安心して暮らせる環境づくり

## 2 基本方針

基本理念実現のため次の基本方針を定めます。

基本方針	取組み内容
ごみの発生抑制の推進	循環型社会の形成に向けて、発生するごみの量をできる限り少なくするため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協力しながらごみの発生抑制に取組み処理・処分するごみを減量します。
資源化の推進	発生したごみは、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協力しながら分別意識を高め可能な限り資源化を推進します。
適正な処理・処分の推進	ごみの発生・排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3R原則に基づく循環型ごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業のため小山広域保健衛生組合及び宇都宮市と連携し、適正な処理・処分を推進します。

## 3 将来目標

これまでのごみの排出、処理・処分に関する実績及び将来ごみ量の予測等の検討結果から将来目標を以下のとおり設定します。

### 1) 発生抑制目標

本計画に先立ち、本市の燃やすごみの処理先である小山広域保健衛生組合において、令和8年度までに、令和9年度より稼働予定である新規焼却施設の処理能力を超過しないよう、小山広域保健衛生組合管内で、平成30年度の燃やすごみの総処理量より約5,000tの削減が目標として掲げられています。

令和2年よりコロナ禍による生活様式の変化が生じているなど、ごみの発生量が増加する要因があるため、燃やすごみ以外のごみ(燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ)は、平成30年度から令和2年度までのごみ排出量の平均を基準値とし、中間目標である令和8年度までに、家庭系ごみの燃やすごみの排出量を9,492t(基準値比で600tの減 約5.9%削減)、事業系ごみの燃やすごみの排出量を1,797t(基準値比で200tの減 約10%削減)とすることを目標とします。

このため、ごみ処理量については、計画の目標年度である令和13年度に基準値の15,984tに比べ約11.4%削減した14,154tを目指します。

### 2) 資源化率

資源化率は、小山広域の一般廃棄物処理基本計画にあわせ、中間目標である令和8年度までに32%以上、計画目標である令和13年度までに34%以上を目指します。

### 3) 最終処分率

最終処分率は、小山広域の一般廃棄物処理基本計画にあわせ、中間目標である令和8年度までに3%以下、計画目標である令和13年度までに2%以下を目指します。

表 2.3.1 将来目標

項 目		(基準値)	令和8年度 (中間目標)	令和13年度 (計画目標)
1)発生抑制目標	ごみ処理量	729g/人・日	703g/人・日	677g/人・日
	家庭系ごみ	632g人・日	613g/人・日 (基準比約-3%)	594g/人・日 (基準比約-6%)
	事業系ごみ	2,139t/年	1,934t/年 (基準比約-10%)	1,733t/年 (基準比約-19%)
2)資源化率		25.6%	32%以上	34%以上
3)最終処分率		7.7%	3%以下 (約 453t/年)	2%以下 (約 285t/年)

### 4 減量化・資源化施策実施時の将来ごみ量

減量化・資源化施策の実施により、将来目標を達成した場合の将来ごみ量を以下に示します。

表 2.3.2 目標達成時のごみ量予測

種 別	基準値	将来予測値											
		R3年度	計画期間：R4年度～R13年度					中間目標					計画目標
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
人 口 (年度末)	60,032	59,868	59,685	59,500	59,316	59,132	58,948	58,764	58,580	58,396	58,212	58,028	57,844
家庭系 収集・直搬	燃やすごみ	10,092.48	9,992.48	9,892.48	9,792.48	9,692.48	9,592.48	9,492.48	9,392.48	9,292.48	9,192.48	9,092.48	8,992.48
	燃えないごみ	993.89	991.17	988.15	985.08	982.04	978.99	974.98	970.98	966.99	962.98	958.97	953.97
	資源ごみ	2,532.07	2,525.15	2,517.43	2,509.63	2,501.87	2,494.11	2,483.90	2,473.69	2,463.53	2,453.32	2,443.12	2,430.38
	粗大ごみ	156.30	155.87	155.40	154.91	154.44	153.96	153.33	152.70	152.07	151.44	150.81	150.02
	有害ごみ	70.87	70.68	70.46	70.24	70.02	69.81	69.52	69.24	68.95	68.67	68.38	68.02
	計	13,845.61	13,735.35	13,623.92	13,512.34	13,400.85	13,289.35	13,174.21	13,059.09	12,944.02	12,828.89	12,713.76	12,598.63
事業系 許可・直搬	燃やすごみ	1,997.54	1,964.21	1,930.88	1,897.55	1,864.22	1,830.89	1,797.54	1,757.54	1,717.54	1,677.54	1,637.54	1,597.54
	燃えないごみ	61.38	61.21	61.03	60.84	60.65	60.46	60.21	59.96	59.72	59.47	59.22	58.91
	資源ごみ	12.09	12.06	12.02	11.98	11.95	11.91	11.86	11.81	11.76	11.71	11.67	11.60
	粗大ごみ	67.59	67.41	67.20	66.99	66.78	66.58	66.30	66.03	65.76	65.49	65.22	64.88
	有害ごみ	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	小計	2,138.91	2,105.20	2,071.44	2,037.67	2,003.91	1,970.15	1,936.21	1,902.29	1,868.34	1,834.39	1,800.44	1,766.49
ごみ処理量	燃やすごみ	12,090.02	11,956.69	11,823.36	11,690.03	11,556.70	11,423.37	11,290.02	11,235.44	11,180.88	11,126.35	11,071.84	10,990.02
	燃えないごみ	1,055.27	1,052.38	1,049.18	1,045.92	1,042.69	1,039.45	1,035.19	999.52	968.51	938.50	909.45	1,012.88
	資源ごみ	2,544.16	2,537.21	2,529.45	2,521.61	2,513.82	2,506.02	2,495.76	2,588.26	2,594.63	2,601.01	2,607.40	2,441.98
	粗大ごみ	223.89	223.28	222.60	221.90	221.22	220.54	219.63	210.55	205.58	200.77	196.11	214.90
	有害ごみ	71.18	70.99	70.77	70.55	70.33	70.12	69.82	65.44	62.03	58.79	55.72	68.32
	合計	15,984.52	15,840.55	15,695.36	15,550.01	15,404.76	15,259.50	15,110.42	15,099.22	15,011.64	14,925.42	14,840.52	14,228.10
集団回収	494.60	493.25	491.74	490.22	488.70	487.18	485.19	483.20	481.21	479.22	477.22	474.74	

※基準値：①燃やすごみは、平成30年度実績により算出。

②燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、集団回収は直近3カ年（H30～R2年度）平均により算出。

## 第4章 発生抑制・資源化計画（3Rの推進）

### 1 市民、事業者、行政の協働・連携の推進

施策	内容
①啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページや広報紙を通じて、家庭生活や事業活動において発生するごみ量や処理の実態やごみの減量・リサイクルの推進などの情報を発信し、ごみ排出に対する意識啓発に努めます。</li> <li>・各種団体に出前講座を行い、ごみ減量化の協力を求めています。</li> <li>・ごみのルールブックを適宜作成し、全世帯に配布することによってごみの分別や排出ルールの意識向上を図ります。</li> <li>・水切りネット、雑紙用ストック袋の各戸配布を実施することにより、燃やすごみの減量化、資源化に関する意識向上を図りました。（令和元年度実施）</li> </ul>
②環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象としたリサイクル施設の見学会を実施し、ごみ減量化を介した環境教育を推進します。</li> <li>・各種団体に対し清掃センターの施設見学を促し、ごみ処理の実態を理解していただきます。</li> <li>・小中学校の授業（総合学習）の時間等、学校等の要望に応じ、積極的に環境教育の場に参加いたします。</li> </ul>
③イベントやキャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化県民運動への参加を自治会経由にて促します。</li> <li>・環境フェアを実施し、ごみ減量化や資源化のPRに努めます。</li> </ul>
④事業者へのごみ減量・資源化の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃センターが実施するごみ搬入検査に協力し、ごみの分別徹底や排出抑制の指導を行います。</li> <li>・多量排出事業者に減量・資源化の要請を行います。</li> </ul>
⑤ごみ減量化・資源化のポスターの募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生から募集したごみ減量化・資源化に向けたポスターを活用し、市民や事業者に対してごみ減量やリサイクルの大切さを理解していただけるよう働きかけます。</li> </ul>

## 2 発生・排出抑制

施策	内容
①ごみを出さないライフスタイルの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対して、ものを大切にする、不要なものを買わない・もらわない、ごみとなるものをつくらないなどのライフスタイルを実践するよう意識啓発を行います。</li> <li>・マイバッグ運動などの実施により、市民にごみとなるものを買わない、受け取らないように働きかけます。</li> <li>・事業活動に伴う簡易包装の推進、リサイクルに配慮した商品の生産・販売及び流通・廃棄などがなされるよう事業者へ協力を要請します。</li> </ul>
②生ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をできるだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。</li> <li>・発生した生ごみは、水切りの徹底や家庭用生ごみ処理機の使用により、減量化を推進します。</li> <li>・家庭用生ごみ処理機等設置補助金は今後も継続し、補助金制度の市民への周知を図り生ごみの減量化を推進します。</li> </ul>
③指定ごみ袋導入と家庭系ごみ処理の有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別徹底による減量化のため指定ごみ袋の導入や、公平なごみ処理費用の負担、排出者責任による処理を目指し、他都市の事例や周辺市町の動向を踏まえて、本市における家庭系ごみ有料化のあり方を検討します。</li> </ul>
④エコ（ショップ＆オフィス）認定制度の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量・資源化にむけた自発的な取り組みを実践している事業所を「エコショップ」「エコオフィス」として認定し、市のホームページなどで紹介することで、市民へのPRに努めます。</li> </ul>
⑤店頭回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内での店頭回収（牛乳パック、トレイなどの使用済容器の回収等）の内容を把握し、ごみ減量・資源化への取り組みを行っている小売店などを市民にPRし、積極的な利用を進めます。</li> </ul>

## 3 再使用

施策	内容
①リサイクル情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不用品リサイクル制度」に基づく市のホームページでの不用品リサイクル情報の充実に努め、市民の間でのリサイクルを促進します。</li> </ul>
②リユース製品、リサイクル製品の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リターナブル容器を使用した製品や再生資源を利用した製品、エコマーク付きの商品等の情報提供やPRを行い、市民や事業者間での「グリーン購入」を促進します。</li> <li>・市役所や市の関係機関において、「グリーン購入」を率先します。</li> </ul>
③粗大ごみの修理・再生による再使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山広域が本市に整備するマテリアルリサイクル推進施設で、組合と連携・協力し、粗大ごみとして排出された家具等の修理・再生を行います。</li> <li>・環境フェアなどのイベント実施時における再生家具展示販売会などの開催を検討します。</li> </ul>



#### 4 分別収集・中間処理による資源化

施策	内 容
①集団回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等の各団体による集団資源回収は、ごみの減量やリサイクルへの意識が高められることから、今後も継続できるよう広報紙等で参加・実施の呼びかけなどの支援を行います。</li> </ul>
②分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ・資源物の分別排出の徹底のため、分かりやすい行政カレンダー（ごみカレンダー）、分別早見表を定期的に作成します。</li> <li>事業者に対しては、収集運搬許可業者を通じ、ごみの搬入時に分別排出の徹底を指導します。</li> </ul>
③公共施設を活用した拠点回収システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所、公民館等を利用した小型家電の拠点回収を推進します。</li> </ul>
④中間処理による資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>南部清掃センターにおいて剪定枝のチップ化及び堆肥化を進めます。</li> <li>本市に整備されるマテリアルリサイクル推進施設で、リサイクルの向上を図ります。</li> <li>民間の資源化施設を活用し、焼却灰の資源化を一層推進します。</li> </ul>

#### 「食品ロス」について

「食品ロス」は、「食べることが出来たのに廃棄される食品」を指します。2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の中でも解決すべき課題の1つとして明記されています。

日本では、家計における食費が消費支出の中で約4分の1を占め、カロリーベースで食料自給率は約37%で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

世界の食料廃棄量は年間約13億トンで、人の消費のために生産された食料のおおよそ3分の1を廃棄しています。

大量の食品ロスが発生することにより、様々な影響や問題があります。食品ロスを含めた多くのごみを廃棄するため、ごみ処理に多額のコストがかかっています。また可燃ごみとして燃やすことで、CO2排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷が考えられます。

私たち一人ひとりが食べものをもっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

例えば、買物時に「買いすぎない」、料理を作る際「作りすぎない」、外食時に「注文しすぎない」、そして「食べきる」ことが重要です。買物をした後に、冷蔵庫に同じ食材があったことに気づき、食材を余らせてしまうケースもあります。無駄をなくすためにも、事前に冷蔵庫や食品庫にある食材を確認するようにしましょう。

食品ロスを減らすための小さな行動も、一人ひとりが取り組むことで、大きな削減につながります。身近なところから食品ロスを減らすための取組を進めていきましょう。

## 第5章 適正処理計画

### 1 適正ごみ処理システムの考え方

収集運搬から中間処理、最終処分、再生利用までのごみ処理システムの構築にあたっては、下図に示す「リサイクルの推進」「環境負荷が少ない」「コストを抑える」の3つの要素のバランスを考慮して計画を行う必要があります。

適正処理計画では、既存の中間処理施設の現状を把握したうえで、目標とするリサイクルの達成が可能なシステムの中から環境保全性と経済性の両面から評価を行い、最適なごみ処理システムを選定することになります。

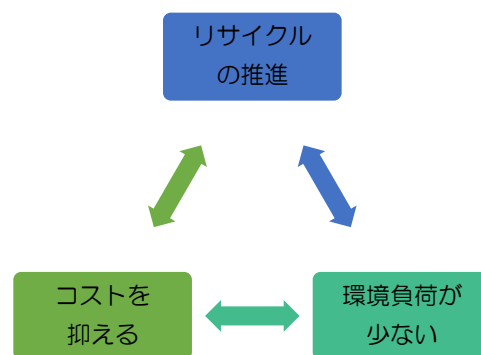


図 2.5.1 3要素のバランスを考慮したごみの適正処理

### 2 ごみ処理の主体

本市の収集運搬から再生利用について、計画策定年度である令和3年度において、南河内・国分寺地区と石橋地区とで相違があるため、段階的な一本化を検討しながら、小山広域保健衛生組合での統一処理に向けて協議していきます。

#### 令和3年度時点のごみ処理体制

区 分	処 理 主 体			
	収集・運搬	中間処理	最終処分	備 考
燃やすごみ（国分寺・南河内地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（一部資源化）
燃やすごみ（石橋地区）	市（委託）	宇都宮市	民間委託	R9年度より小山広域
不燃ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（資源化）
プラ容器包装（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	指定法人（資源化）
資源物（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	民間委託/指定法人（資源化）
有害ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	民間委託（一部資源化）
粗大ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（一部資源化）

#### 令和9年度以降（小山広域保健衛生組合の新規焼却施設整備完了後）のごみ処理体制

区 分	処 理 主 体			
	収集・運搬	中間処理	最終処分	備 考
燃やすごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（一部資源化）
不燃ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（資源化）
プラ容器包装（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	指定法人（資源化）
資源物（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	民間委託/指定法人（資源化）
有害ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	民間委託（一部資源化）
粗大ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（一部資源化）

### 3 収集運搬計画

施策	内容
分別収集内容の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南河内・国分寺地区と石橋地区で分別収集区分については、令和元年度に統一化しました。</li> </ul>
有害物の分別収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀含有物は、有害ごみとして分別収集していきます。</li> <li>・スプレー缶については、不適正なごみ出しによりごみ収集車両の火災事故が発生する可能性もあるため、分別を徹底させます。</li> </ul>
効率的な収集運搬体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの収集・運搬は、当面は現行同様としますが、分別収集品目毎の収集量や排出状況等を勘案して、適正な回収回数等を検討します。</li> <li>・粗大ごみの戸別有料収集を検討します。</li> </ul>
高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢福祉課で実施している「声かけふれあい収集事業」と連携し、ごみ出し困難世帯の支援を推進します。</li> </ul>

### 4 中間処理計画

施策	内容
現在の処理体制の継続と新処理体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度現在、南河内・国分寺地区は小山広域保健衛生組合の処理施設で、石橋地区は宇都宮市と小山広域保健衛生組合の施設でそれぞれ処理を行っております。市内全域が統一した処理体制で行うために、小山広域保健衛生組合や宇都宮市と調整を図った上で、小山広域保健衛生組合に統一を目指した処理体制の構築を進めます。</li> </ul>
更なる資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部清掃センターで、プラスチック製容器包装の選別・圧縮梱包や剪定枝のチップ化及び堆肥化を進め、資源化を行います。</li> <li>・令和元年度に、不燃物や不燃系粗大ごみ等の効率的な処理をするため、新たな中間処理施設としてマテリアルリサイクル推進施設を市内に小山広域保健衛生組合で整備しました。</li> </ul>

### 5 最終処分計画

施策	内容
最終処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、本市も小山広域保健衛生組合も最終処分場を保有しておらず、自区外で委託処分しています。このため、可燃ごみや不燃ごみに含まれている資源化可能物の分別を徹底し、中間処理後の残渣を最少にします。</li> <li>・焼却残渣は可能な限り主灰・飛灰ともに委託処理によりスラグ化し、資源としての利用により、最終処分量を削減します。</li> </ul>
将来の最終処分のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分のリスク分散のため、小山広域保健衛生組合で最終処分場のあり方を検討していきます。</li> </ul>

## 6 災害廃棄物の処理計画

施 策	内 容
災害廃棄物の一時仮置き場の確保	・地震等自然災害の発生後数ヶ月程度は、災害廃棄物処理計画に基づき、公共用地等を活用して仮置き場の確保を図ります。
広域的な連携による災害廃棄物処理体制の確保	・災害時には一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、県、国との連携による広域支援体制を確保します。 ・他の地域において災害が発生した場合に速やかな支援が行えるような体制を整えます。

## 7 その他

施 策	内 容
不法投棄ごみ対策	・不法投棄、違法行為の防止に向けて監視、廃棄物監視員によるパトロールの強化、通報体制の整備、不法投棄防止看板の増設など、指導体制を整備します。 ・これまでにごみの不法投棄が行われた場所を地図に示すなどにより、不法投棄が起こりやすい場所・条件等を把握し、未然防止に努めます。
プラごみゼロ宣言	・自然界、特に海洋中に漂流するプラスチックごみが、生態系に悪影響を与えていることから、プラスチックのより良い活用による、プラスチックごみゼロを目指す「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を令和元年8月に宣誓し、従来の3Rに更なる3Rとして R e t h i n k : 本当に必要か考える R e f u s e : 不要なものは断る R e f i n e : 捨てる時には分別 を加えた行動を意識するようよびかけます。 ・とちぎの環境美化県民運動への参加をよびかけます。 ・マイバッグを推奨 ・分別回収の徹底 に取り組みます。

## 第3編 生活排水処理基本計画

# 第1章 生活排水処理の現状と課題

## 1 生活排水処理の経緯

本市における生活排水処理の経緯を以下に示します。

表 3.1.1 生活排水処理の経緯

年度	南河内地区	国分寺地区	石橋地区
昭和57			・公共下水道事業の開始
昭和58	・公共下水道事業の開始	・公共下水道事業の開始	
昭和61	・公共下水道一部供用開始	・公共下水道一部供用開始	・公共下水道一部供用開始
平成 4		・柴南地区農業集落排水処理施設供用開始	
平成 7		・姿川西部地区農業集落排水処理施設供用開始	・上台地区農業集落排水処理施設供用開始
平成 8		・柴南東部地区農業集落排水処理施設供用開始	
平成 9	・吉田東地区農業集落排水処理施設供用開始		
平成11	・吉田西地区農業集落排水処理施設供用開始	・国分寺町生活排水処理基本計画策定	・石橋町生活排水処理基本計画策定
平成12	・成田・町田地区農業集落排水処理施設供用開始		
平成13	・南河内町生活排水処理基本計画策定		
平成14	・下坪山地区農業集落排水処理施設供用開始		
平成16		・国分寺町生活排水処理基本計画見直し	
平成17	・合併により「下野市」誕生		・石橋町生活排水処理基本計画見直し
平成21	・社会資本総合整備計画策定		
平成22	・下野市生活排水処理構想策定		
平成27	・下野市生活排水処理構想策定 ・社会資本総合整備計画（H27～H31）策定		

## 2 生活排水処理の概要

本市における令和2年度の排水処理の状況を以下に示します。

本市において、公共下水道施設や農業集落排水処理施設、及び合併処理浄化槽の整備が進められておりますが、単独処理浄化槽設置世帯や、し尿収集世帯の生活雑排水は、敷地内の処理槽設置者を除き、一部未処理のまま道路側溝を経由して近くの公共用水域に放流されているため、今後とも一層の排水対策が必要です。

本市の家庭や事業所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥と農業集落排水処理施設から排出される農業集落排水汚泥は小山広域クリーンセンターで処理され、処理汚泥は堆肥化され市販されています。

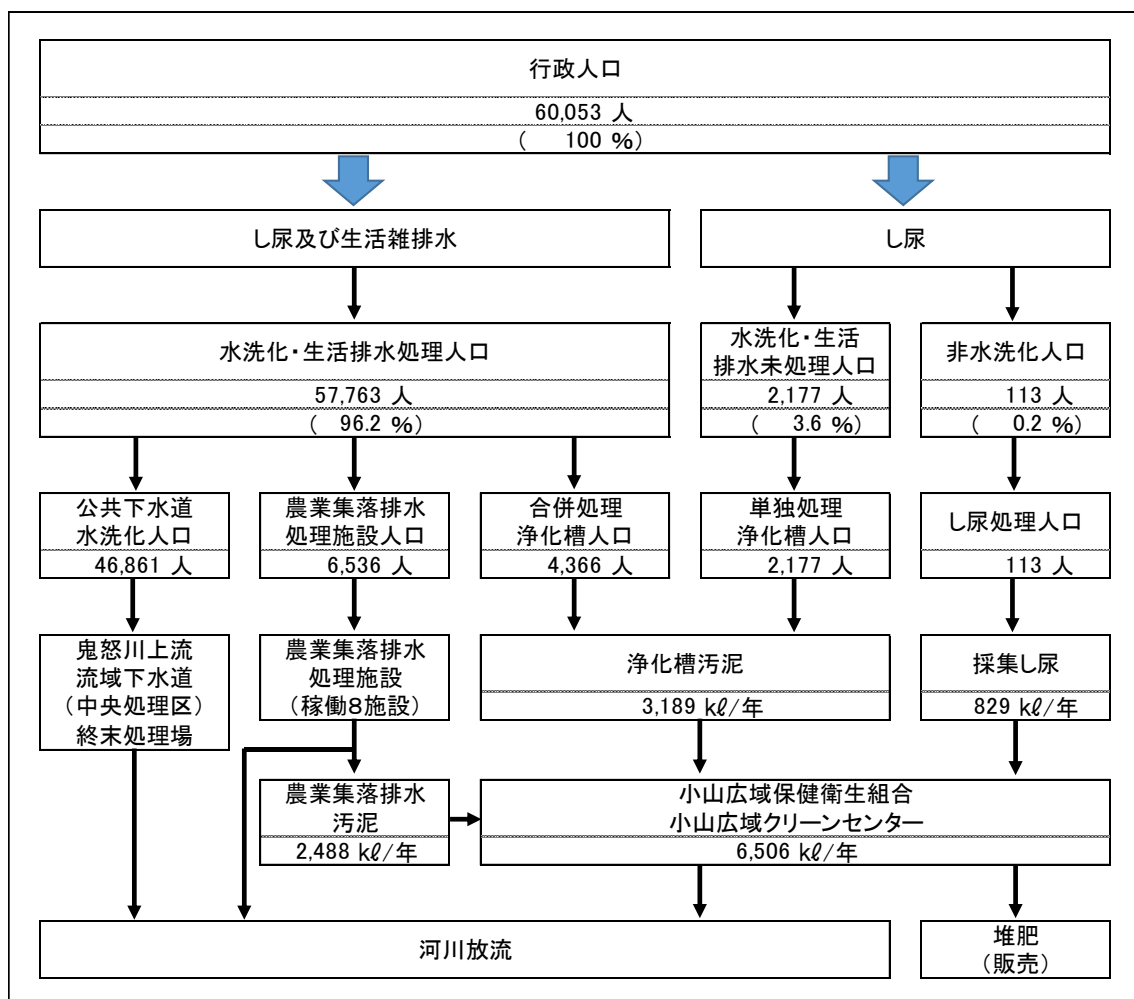


図 3.1.1 生活排水処理の状況 (令和2年度)

### 3 処理形態別人口

令和2年度末における本市の水洗化・生活雑排水処理人口は57,763人、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）は2,177人、し尿収集人口は113人であり、生活排水処理率（行政人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の比率）は96.2%です。

水洗化・生活雑排水処理人口は増加傾向で推移しており、これに伴い生活排水処理率も増加傾向で推移しています。

表 3.1.2 生活排水処理形態別人口の推移

項目	単位	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
行政人口（A）	人	60,062	60,084	59,981	60,062	60,053
水洗化・生活排水処理人口（B）	人	56,822	57,212	57,209	57,655	57,763
公共下水道人口（水洗化人口）	人	43,226	43,723	43,741	44,423	45,034
農業集落排水処理施設人口	人	6,822	6,827	6,702	6,646	6,536
合併処理浄化槽人口	人	6,774	6,662	6,766	6,586	6,193
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	人	2,031	2,058	2,127	2,155	2,177
し尿収集人口	人	1,209	814	645	252	113
生活排水処理率（B/A）	%	94.6%	95.2%	95.4%	96.0%	96.2%

注. 各年度末（3月31日現在）の人口を示します。

資料：下野市資料

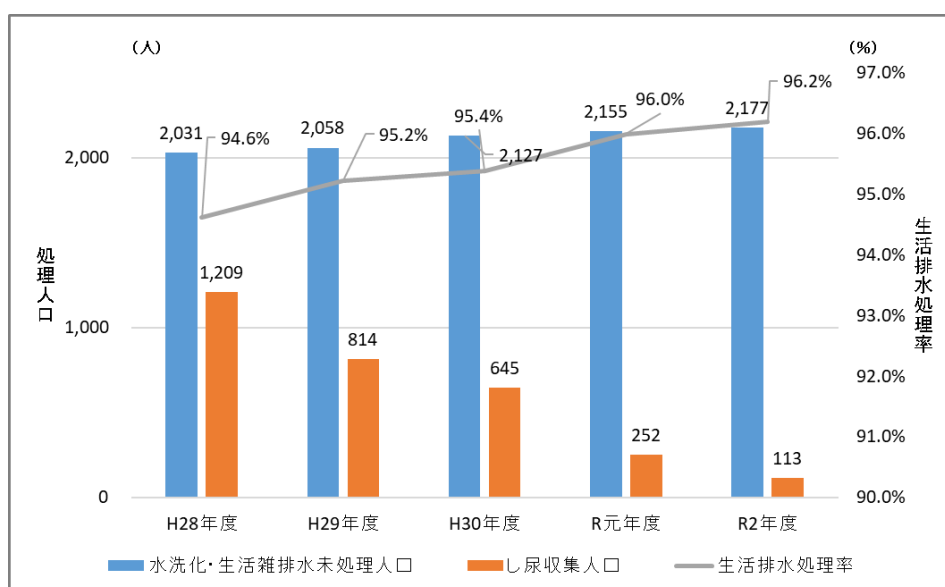


図 3.1.2 生活排水処理形態別人口の推移



#### 4 収集・処理量の実績

令和2年度に収集・処理されたし尿は829kℓ、浄化槽汚泥は3,189kℓ、合計4,018kℓです。

本市においてし尿・汚泥の収集・処理量は緩やかに減少しています。

表 3.1.3 し尿・汚泥の収集・処理量の実績

項目	単位	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
し尿・汚泥の収集・処理量	kℓ/年	6,585	6,381	6,483	6,703	6,506
し尿	kℓ/年	1,030	928	860	864	829
浄化槽汚泥	kℓ/年	5,555	5,453	5,623	5,839	5,677
農業集落排水汚泥	kℓ/年	2,472	2,478	2,463	2,453	2,488
合併・単独浄化槽	kℓ/年	3,083	2,975	3,160	3,386	3,189
1日当たりのし尿・汚泥の収集・処理量	kℓ/日	18.04	17.48	17.76	18.36	17.82
し尿	kℓ/日	2.82	2.54	2.36	2.37	2.27
浄化槽汚泥	kℓ/日	15.22	14.94	15.41	16.00	15.55
1人1日当たりのし尿量	ℓ/人・日	2.33	3.12	3.65	9.39	20.10
1人1日当たりの浄化槽汚泥量	ℓ/人・日	0.97	0.96	0.99	1.04	1.04

資料：小山広域クリーンセンター（年度別搬入実績）

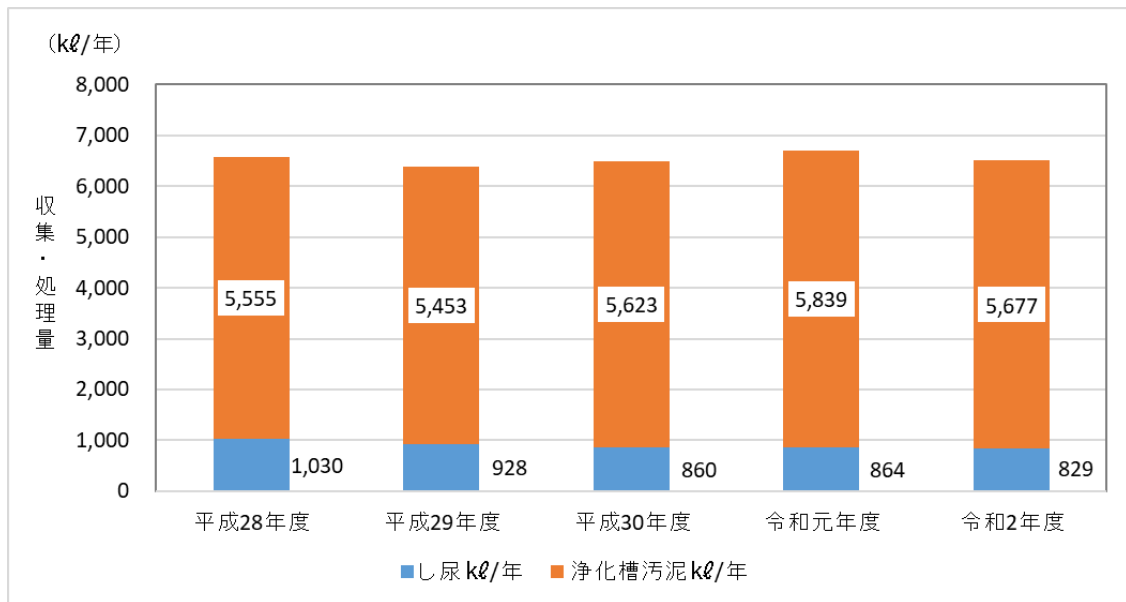


図 3.1.3 し尿・汚泥の収集・処理量の推移

#### 5 処理施設の状況

##### 1) 公共下水道

令和元年度末における本市の公共下水道の普及率は77.7%です。市内における公共下水道計画の概要を以下に示します。

表 3.1.4 公共下水道計画の概要

項 目		鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）	
		下野市公共下水道事業	
		全体計画	認可計画
見直し年次		平成27年	平成29年
目標年次		令和8年	令和6年
計画人口（人）	行政人口	56,600	57,100
	下水道計画人口	52,020	49,850
計画面積（ha）	市街化区域	898	890.7
	未指定区域	546.8	463.5
	計	1,444.8	1,354.0

## 2) 農業集落排水処理施設

令和2年度末における本市の農業集落排水処理施設人口は6,536人であり、行政人口に占める割合は10.9%です。現在、市内では8処理区で農業集落排水処理施設が供用されています。

市内における農業集落排水処理施設の概要を以下に示します。

表 3.1.5 農業集落排水処理施設の概要

名 称	受益面積 (ha)	計画人口 (人)	処理方式	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	供用開始年月日	備 考
吉田東地区	136.0	2,510	オキシデーションディッチ方式	678	H9.4.1	南河内
吉田西地区	65.0	1,380	オキシデーションディッチ方式	373	H11.7.1	南河内
成田・町田地区	19.3	510	連続流入間欠ばっき方式	137.7	H12.10.1	南河内
下坪山地区	24.5	910	連続流入間欠ばっき方式	245.7	H14.10.1	南河内
上台地区	18.9	360	嫌気性ろ床槽併用接触ばっき方式	97	H8.7.1	石橋
柴南地区	21.0	580	嫌気性ろ床槽併用接触ばっき方式	146	H4.8.1	国分寺
柴南東部地区	18.0	960	嫌気性ろ床槽併用接触ばっき方式	171	H8.4.1	国分寺
姿川西部地区	77.0	1,900	嫌気性ろ床槽併用接触ばっき方式	427	H7.6.1	国分寺
計	379.7	9,110	-	2275.4	-	-

## 3) し尿処理施設

本市で収集されたし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥は、小山広域の小山広域クリーンセンターで処理を行っています。

小山広域クリーンセンターの概要は次のとおりです。

表 3.1.6 し尿処理施設の概要

項 目		内 容
名称		小山広域クリーンセンター
所在地		栃木県小山市大字塩沢604
竣工年月		平成16年3月
処理能力	し尿・汚泥	191kℓ/日（し尿48kℓ/日、浄化槽汚泥115kℓ/日、農業集落排水汚泥28kℓ/日）
	生ごみ	1.4 t/日（市立保育所、小・中学校の給食施設から排出）
処理方式	水処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式
	汚泥再生処理	高速堆肥化処理

## 6 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

令和2年度における本市のし尿・汚泥の総処理経費は合計約6,300万円です。

近年における本市のし尿・汚泥1kℓ当たりの処理経費は9,463円、人口1人当たりの処理経費は3,811円となっています。

項 目	単位	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
総処理経費	千円/年	63,280	63,410	65,242	73,558	68,685
し尿・汚泥の収集・処理量	kℓ/年	6,585	6,381	6,483	6,703	6,506
し尿・汚泥収集人口	人	16,836	16,361	16,240	15,639	15,019
1kℓ当たりの処理経費	円/kℓ	9,610	9,937	10,064	10,974	10,557
1人当たりの処理経費	円/人	3,759	3,876	4,017	4,703	4,573

表 3.1.7 し尿・汚泥の処理経費の実績

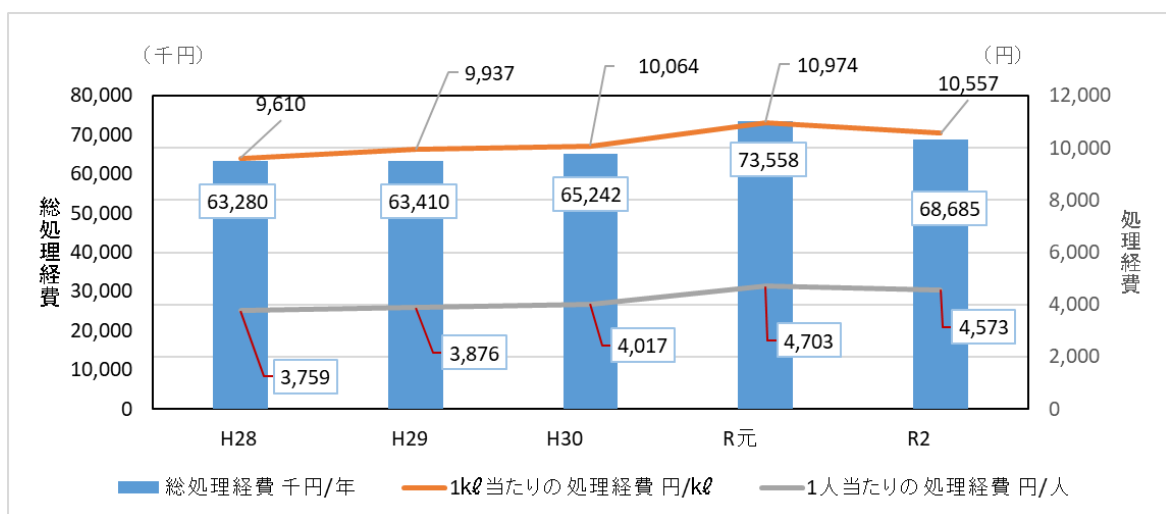


図 3.1.4 し尿・汚泥の処理経費の推移

## 7 前回の計画目標の達成状況

前回の「一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月）において、本市の生活排水処理に関する数値目標は以下のとおり設定されています。

### 1) 生活排水処理率

公共下水道や農業集落排水処理施設等によるし尿及び生活雑排水の処理率（生活排水処理率）は、平成22年度で86.0%となっています。

将来の数値目標としては、中間目標年度の令和3年度には93%以上、目標年度の令和8年度には95%以上の達成とし、最終的には生活排水処理率100%を目指します。

令和2年度の生活排水処理に関する実績を令和3年度の目標値（中間目標）と比較したところ、目標を達成しました。

表 3.1.8 前回の計画の目標達成状況

項目	実績値	目標値	
	令和2年度	令和3年度	達成状況
生活排水処理率	96.2%	93%以上	○

## 8 生活排水処理の課題

下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水を未処理のまま河川等へ排出する量は今後も減少していくものと予想されますが、生活雑排水による環境負荷の軽減を図るため、なお一層の生活排水対策を推進する必要があります。

### ○公共下水道等の整備の推進

公共下水道の整備推進と整備済の地区や農業集落排水区域における接続率の向上を図ります。

### ○合併処理浄化槽の普及

公共下水道または農業集落排水処理施設等の集合処理区域外や、公共下水道計画処理区域内にあっても施設の供用開始までに期間を要する区域については、合併処理浄化槽の整備により、し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

### ○し尿処理施設の適正な維持・管理

し尿・浄化槽汚泥の処理に関しては、現時点では特に問題はないため、今後もし尿処理施設の適正運転・適正処理を継続しながら、現行のシステム・体制の維持を図ります。

### ○将来のし尿・浄化槽汚泥の減量に合わせた収集・運搬体制の見直し

公共下水道等の整備に伴い、将来のし尿・浄化槽汚泥の減量が予測されるため、収集・運搬の効率化について検討します。

## 第2章 基本方針

### 1 基本理念

生活排水処理の充実で、安全・快適に住み続けられるまちづくり

本市は、東に鬼怒川と田川が西に姿川が南北に貫流していることから、水利に恵まれ平坦で肥沃な田畑が広がっております。また、JRの3つの駅を中心とした市街地が形成され住環境にも恵まれています。「第二次下野市総合計画」では、『快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり』を基本目標の一つに掲げています。

これまで公共下水道や農業集落排水処理施設整備、合併処理浄化槽の設置補助など、生活排水処理施設整備の推進に努め、快適な環境を守るため公共用水域に流出する負荷の削減を図ってきました。今後も生活排水処理施設の整備の推進や生活排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水の適正処理を進め安全で快適な水環境を確保していきます。

### 2 基本方針

- 公共下水道・特環下水道の整備を推進します。
- 下水道未整備区域における合併処理浄化槽設置支援を進めます。

下水道事業の次期汚水適正処理構想（平成28年度から平成37年度 令和3年度時点で見直し中）では、公共下水道区域と合併浄化槽区域を区別し、汚水処理施設の未整備地区について、経済比較を基本に地域の状況に応じた各種汚水処理施設の整備を推進します。また、農業集落排水事業の処理施設維持管理費削減対策として、公共下水道への接続を検討するとともに、コスト軽減及び下水道管の長寿命化により、維持管理の適正化を図ります。

また、持続的な汚水処理システムの構築に向けた農業集落排水の公共下水道への統合については、今後計画的に推進していくこととし、併せて、公共下水道施設の長寿命化及び耐震対策についても推進していきます。

### 3 数値目標

公共下水道や農業集落排水処理施設等によるし尿及び生活雑排水の処理率（生活排水処理率）は、令和2年度で96.2%となっています。

将来の数値目標として、最終的には生活排水処理率100%を目指します。

表 3.2.1 生活排水処理の数値目標

項 目	実績値	目 標 値		
	令和2年度	中間目標 (令和8年度)	計画目標 (令和13年度)	最終目標
生活排水処理率	96.2%	98.1%	99.4%	100%

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 1 公共下水道による水洗化人口

令和2年度末現在、生活排水処理率は96.2%となっており、今後も公共下水道等の整備を推進し、処理率の向上を目指していきます。

なお、本計画上で用いられる表現については、下記のとおりとなります。

※1. 普及率 : 整備地区内人口／行政人口

※2. 生活排水処理率  
: (公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽人口／行政人口)

※3. 供用開始人口 : 公共下水道供用開始区域内居住人口

※4. 公共下水道人口 : 公共下水道接続人口

### 2 農業集落排水処理施設による水洗化人口

令和2年度末現在、農業集落排水処理施設による生活排水処理率(生活排水処理人口／行政人口)は10.9%となっております。

今後、農業集落排水処理施設の老朽化の進捗により公共下水道への接続が見込まれます。

### 3 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽は毎年度15基設置する予定となっております。

#### 4 処理形態別人口の予測

過年度の実績及び将来計画より設定した処理形態別の人口の予測結果を以下に示します。

項目	単位	実績値 令和 2年度	将来予測値		
			3年度	中間目標 8年度	計画目標 13年度
行政人口 (A)	人	60,053	59,868	58,890	57,621
水洗化・生活排水処理人口 (B)	人	57,763	57,774	57,762	57,275
公共下水道人口 (水洗化人口)	人	45,034	48,072	51,449	54,148
農業集落排水処理施設人口	人	6,536	5,720	3,928	2,176
合併処理浄化槽人口	人	6,193	3,982	2,385	951
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	2,177	1,991	1,072	329
し尿収集人口	人	113	103	56	17
生活排水処理率 (B/A)	%	96.2%	96.5%	98.1%	99.4%

表 3.3.1 処理形態別の人口予測結果

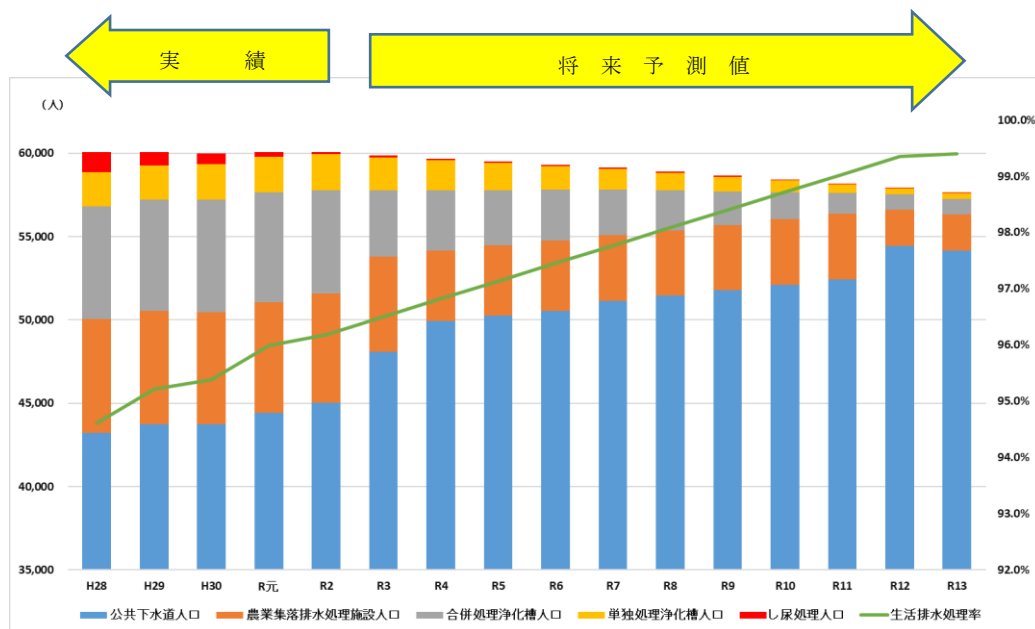


図 3.3.1 処理形態別の人口の推移

## 5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

### 1) 1人1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥排出量

1人1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥排出量は、直近（令和2年度）の実績に基づき以下のとおり設定しました。

- ・ 1人1日あたりのし尿排出量 : 20.10ℓ/人・日
- ・ 1人1日あたりの浄化槽汚泥抽出量 : 1.04ℓ/人・日

### 2) し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥排出量は、処理形態別人口のし尿収集人口及び浄化槽人口（合併処理浄化槽人口と単独処理浄化槽人口の合計）に各々1人1日あたりのし尿排出量と1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量の計画値を乗じることにより、以下のとおり求めました。

項目	単位	実績値 将来予測値			
		令和2年度	3年度	中間目標	計画目標
				8年度	13年度
し尿・汚泥の収集・処理量	kℓ/年	6,506	4,539	2,631	972
し尿	kℓ/年	829	756	411	125
浄化槽汚泥	kℓ/年	5,677	3,783	2,220	847
農業集落排水汚泥	kℓ/年	2,488	2,270	1,314	486
合併・単独浄化槽汚泥	kℓ/年	3,189	1,513	906	361
1日当たりのし尿・汚泥の収集・処理量	kℓ/日	17.82	12.43	7.21	2.66
し尿	kℓ/日	2.27	2.07	1.13	0.34
浄化槽汚泥	kℓ/日	15.55	10.36	6.08	2.32
1人1日当たりのし尿量	ℓ/人・日	20.10	20.10	20.10	20.10
1人1日当たりの浄化槽汚泥量	ℓ/人・日	1.04	1.04	1.04	1.04

表 3.3.2 し尿及び浄化槽汚泥排出量予測

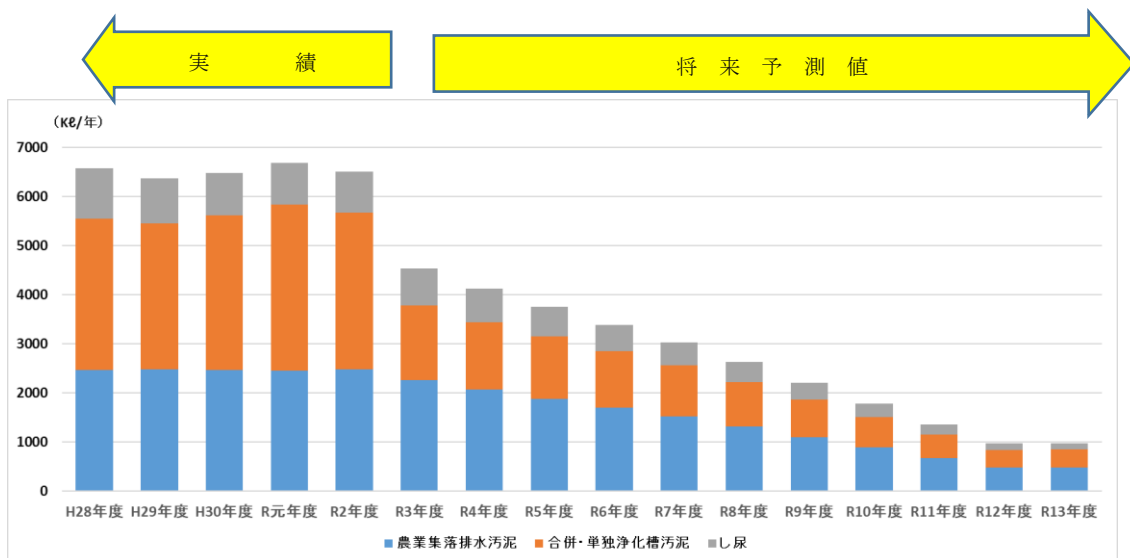


図 3.3.2 し尿及び浄化槽汚泥排出量予測



表 3.3.3 処理形態別人口の予測結果（一覧表）

項目	単位	実績値				将来予測値											
		平成		令和	令和	R 4年度～					R 13年中間目標					計画目標	
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
行政人口 (A)	人	60,062	60,084	59,981	60,062	60,053	59,868	59,685	59,500	59,316	59,132	58,990	58,648	58,407	58,165	57,923	57,621
水洗化・生活排水処理人口 (B)	人	56,822	57,212	57,209	57,655	57,763	57,787	57,796	57,804	57,812	57,762	57,710	57,657	57,602	57,546	57,475	57,275
公共下水道人口 (水洗化人口)	人	43,226	43,723	43,741	44,423	45,034	49,938	50,245	50,555	51,138	51,449	51,779	52,110	52,443	54,443	54,148	54,148
農業集落排水処理施設人口	人	6,822	6,827	6,702	6,646	6,536	4,218	4,219	4,220	3,931	3,928	3,924	3,921	3,917	2,187	2,176	2,176
合併処理浄化槽人口	人	6,774	6,662	6,766	6,586	6,193	3,982	3,332	3,029	2,743	2,385	2,007	1,626	1,242	916	951	951
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	2,031	2,058	2,127	2,155	2,177	1,805	1,621	1,438	1,255	1,072	891	712	534	358	329	329
し尿収集人口	人	1,209	814	645	252	113	93	83	74	65	56	47	38	29	19	17	17
生活排水処理率 (B/A)	%	94.6%	95.2%	95.4%	96.0%	96.2%	96.8%	97.1%	97.5%	97.8%	98.1%	98.4%	98.7%	99.0%	99.3%	99.4%	99.4%

表 3.3.4 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測結果（一覧表）

項目	単位	実績値				将来予測値												
		平成		令和	令和	R 4年度～13年度					中間目標					計画目標		
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
し尿・汚泥の収集・処理量	㎏/年	6,585	6,381	6,483	6,685	6,506	4,539	4,129	3,757	3,391	3,038	2,631	2,209	1,785	1,360	971	972	
し尿	㎏/年	1,030	928	860	864	829	756	683	609	543	477	411	345	279	213	139	125	
浄化槽汚泥	㎏/年	5,555	5,453	5,623	5,839	5,677	3,783	3,446	3,148	2,848	2,561	2,220	1,864	1,506	1,147	832	847	
農業集落排水汚泥	㎏/年	2,472	2,478	2,463	2,453	2,488	2,270	2,066	1,882	1,697	1,519	1,314	1,101	888	675	484	486	
合併・単独浄化槽汚泥	㎏/年	3,083	2,975	3,160	3,386	3,189	1,513	1,380	1,286	1,151	1,042	906	763	618	472	348	361	
1日当たりのし尿・汚泥の収集・処理量	㎏/日	18.04	17.48	17.76	18.32	17.82	12.43	11.31	10.29	9.29	8.33	7.21	6.06	4.89	3.72	2.66	2.66	
し尿	㎏/日	2.82	2.54	2.36	2.32	2.27	2.07	1.87	1.67	1.49	1.31	1.13	0.95	0.76	0.58	0.38	0.34	
浄化槽汚泥	㎏/日	15.22	14.94	15.41	16.00	15.55	10.36	9.44	8.62	7.80	7.02	6.08	5.11	4.13	3.14	2.28	2.32	
1人1日当たりのし尿量	ℓ/人・日	2.33	3.12	3.65	9.20	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10
1人1日当たりの浄化槽汚泥量	ℓ/人・日	0.97	0.96	0.99	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04

## 6 生活排水処理の主体

生活排水処理施設の種類の処理の主体を以下に示します。

表 3.3.5 生活排水処理の主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道		し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水処理施設		し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	
し尿処理	収集	し尿及び浄化槽汚泥	許可業者
	施設	し尿及び浄化槽汚泥	小山広域

## 7 し尿等の処理計画

### 1) 生活排水処理計画

公共下水道については、今後も公共下水道計画に基づき整備を推進しつつ接続促進に努めます。

下水道計画及び農業集落排水処理施設の処理対象区域以外については、合併処理浄化槽の普及を推進します。単独処理浄化槽が残っている家庭や汲み取りを行っている家庭については、合併処理浄化槽への転換を促進します。

### 2) 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は現行どおり許可業者により行います。

今後は、し尿等の収取量の減少が見込まれることから、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を推進することにより、効率的な収集運搬体制を今後も維持するものとします。

### 3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理及び最終処分は、今後も小山広域により適正に行うこととし、本市は小山広域の処理計画に協力するものとします。

また、高速堆肥化施設による堆肥化を今後も継続するとともに、堆肥の有効利用を図ります。

### 4) その他の計画

生活排水が水環境に及ぼす影響について市民一人ひとりが認識し、負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開します。また、市のホームページや広報、パンフレットなどにより、水環境の現状や保全の取り組み等についての情報を広く提供します。

このほか、生活雑排水の対策は、公共用水域の水質保全だけでなく、身近な水路・側溝等の水質改善による生活環境の快適化・美化等にもつながるため、市民に対して各家庭での生活排水対策を進めることの大切さについての啓発を今後も継続します。

## 用語説明

### 【あ行】

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことで「ごみ」と「し尿」に分類されます。「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

#### エコ（ショップ&オフィス）

ごみ減量化・リサイクル・環境保全を積極的に取り組む事業者をエコ（ショップ&オフィス）と認定し、ごみ減量化の一層の推進を図るものです。

#### エコバッグ

買い物をする際にレジ袋を使わずに済むように自宅から持参する買い物袋のこと。

#### 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することで地球温暖化に影響を及ぼすもの。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象として指定されています。

### 【か行】

#### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽。

#### 家電リサイクル法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。

#### 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

#### 環境負荷

人が環境に与える負担のことであり、環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されています。単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものを含みます。

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

## **グリーン購入法**

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とする法律。

## **公共下水道**

主として市街地における下水を排除、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

## **小型家電**

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン等）を除く小型家電製品で、携帯電話やパソコン、デジタルカメラ、CD・MDプレイヤー、携帯ゲーム機など。

## **戸別収集**

ごみ排出者の自宅まで出向いてごみの収集を行う方法。

## **ごみの有料化**

市民がごみの減量やリサイクルをきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度のこと。ごみ袋を市で指定した袋にして、ごみ処理費用を上乗せする方法などがあります。

## **【さ行】**

## **災害廃棄物**

地震等の災害後に出される不要物のことで、処理責任は市町村にあります。

## **最終処分場**

資源化または再利用されなかった廃棄物の最終処分は埋立処分が原則とされており、埋立処分を行う施設を「最終処分場」といいます。

## **再使用（リユース）**

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

## **再生利用（リサイクル）**

廃棄物等を原材料として再利用すること。再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといいます。

## **在宅医療廃棄物**

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される廃棄物。

## **サーマルリサイクル**

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。

リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとしています。

## **自家処理**

生ごみを堆肥にするなど、ごみを家庭で自ら処理すること。

## **資源化施設**

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めるための施設の総称。

## **集団回収**

町内会や市民団体などが自ら行う資源物の回収のこと。

## **循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としてしています。

## **循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定めた計画。

## **循環型社会形成推進基本法**

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

## **循環資源**

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものと定義されています。

## **焼却残渣**

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称。

## **ストーカ炉**

ごみをストーカ（火格子）の上で転がし、焼却炉上部からの輻射熱で乾燥・加熱し、攪拌・移動しながら燃やす仕組みの焼却炉。

## **ストックヤード**

収集したごみ・資源物等を一時的に保管しておく施設。

## スラグ化

1, 200℃以上の高温で焼却灰等を溶融・冷却して、ガラス質の塊を形成すること。

## 3R（スリーアール）

ごみ処理の基本方針として、優先順に、①リデュース（ごみを減らすこと）、②リユース（使えるものは繰り返し使うこと）、③リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）の頭文字のRをとって3Rと総称します。

## 生活雑排水

炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い排出される水。

## 全連続燃焼式

24時間連続して焼却処理ができるごみ焼却方式。

## 【た行】

## ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルと定義しています。

## 単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽。

## 厨芥類（ちゅうかいりい）

食べ物のくず（生ごみ）のこと。

## 中間処理

収集した可燃ごみの焼却、不燃ごみの破碎、資源物の選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

## 【な行】

## 生ごみ処理機

生ごみを乾燥したり堆肥にしたりする装置のことで、コンポスト容器や電動式のものがあり、生ごみを減量することができる。

## 農業集落排水処理施設

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設。

## 【は行】

## 廃棄物発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。

## **バイオマス**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、堆肥化、飼料化、燃料化の他、燃焼して発電を行うなどがあります。

## **廃棄物処理法**

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

## **排出者責任**

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。

## **発生抑制（リデュース）**

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先される取り組みです。

## **不燃残渣**

粗大ごみ処理施設等において破碎処理・選別処理等を行い、金属等の有価物を除外した後に残るもの。

## **不法投棄**

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や河川敷などに投棄すること。

## **プラスチック製容器包装**

ペットボトル以外で、商品の中身を使ったり食べたりして不要になるプラスチック製の容器や包装のこと。

## **【ま行】**

## **マテリアルリサイクル**

廃棄物等を原材料として再利用すること。

## **【や行】**

## **容器包装リサイクル法**

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。

## **【ら行】**

## **リターナブル容器**

繰り返し使用できる容器のことで、一升びんやビールびん等が該当します。

一般廃棄物処理基本計画

発行年月：令和4年3月

令和5年3月改訂

編 集：下野市 市民生活部 環境課

〒329-0492

栃木県下野市笹原 26 番地

T E L : 0285-32-8898

F A X : 0285-32-8609

E - Mail : [kankyou@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:kankyou@city.shimotsuke.lg.jp)